

平成 26 年 第 1 回定例会（第 5 日 3 月 26 日）

#### No.110 灰垣和美議員

ただいま議題に供されました、議員提出議案第 1 号 高槻市議会議員定数条例の一部を改正する条例について、賛同議員の了解を得まして私から提案理由の説明をさせていただきます。

市町村議会の議員の定数は、地方自治法第 9 1 条の規定により条例で定めるとあります。本市の議員の定数につきましては、高槻市議会議員定数条例で、36 人と定めておりますが、次に申し上げます理由により、次の一般選挙から 2 人減員し、34 人に改正しようとするものであります。

平成 23 年 8 月 10 日に設置いたしました、議会あり方検討会におきまして、検討課題の 1 つとして、議員定数問題についても議論を重ねてまいりました。この議会あり方検討会の最終報告では、削減すべきであろうという意見が多数であったと報告されております。この議会あり方検討会の議論経過、そして最終報告につきましては、市民に公開し、議会改革を進める高槻市議会の決意を市民に示しているところであります。

さて、地方分権の進展と権限移譲の拡大に伴い、地方自治体の役割が拡充されるとともに、住民の代表機関であり、自治体の最終的な決定機関である議会の役割と責任が大きくなっています。このために議員自身の質の向上に努め、議員一人一人が責任と役割を果たしていかなければなりません。このことを踏まえた上で、高槻市が長年取り組んでいる行財政改革の取り組みの経緯等も鑑み、高槻市議会の議会改革に対する姿勢を市民に積極的に示すことが重要であります。よって、議員定数を 2 人削減し、34 人とするものです。

以上、よろしく願いいたします。

#### No.111 議長（藤田頼夫）

提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

#### No.112 太田貴子議員

先ほど述べられました提案内容によりますと、現在 36 人を 2 人減員し 34 人に改正しようとするとの提案です。その理由としまして、議会あり方検討会で議論し、最終報告では削減すべきであろうという意見が多数であったと報告されておる、議会改革を進める高槻市議会の決意を市民に示すとのことだと説明をいただきました。

私は、お聞きしているととても違和感を感じます。説明が不足されているように考えます。議会あり方検討会では、それぞれの会派が議会改革案を提出し、項目別に整理され、議論が重ねられたことは議員各位がご承知のことです。例えば、我が会派が提出しました議会改革案は、単に議員定数削減だけではありません。1 つ、議会運営や議員の活動原則

を明らかにする。1つ、二代表制を明記し、議会と市長及び市民との関係を明らかにする。1つ、情報公開を推進する旨を明らかにする。1つ、継続的に議会改革に取り組む旨を明らかにすること等です。議会の基本的な理念や方針を条例等で定め、議会の役割を明確にすることです。一番の柱は、開かれた議会運営の実現です。市民にわかりやすい議会運営の推進です。本会議や委員会の様子をケーブルテレビ中継、インターネット配信することです。

2年間のあり方検討会の中で、多くの課題について党派を超えた議論を重ね、議会の見える化については意見の一致を見た項目でした。意見の一致を見た項目については、実施に向けて早急に対応していこうと決まると私は認識していましたが、議員定数については検討項目の1つであって、意見の一致を見た項目にはなかったはずですが、なぜ、拙速に議員定数についてのみ提案されるのですか。提案に至った経緯を明確にお答えください。

次に、議会あり方検討会では、最終的に合意の結論に至らない項目につきましては協議の場を設けることと決めたはずですが、なぜ今日まで協議の場を設けなかったのでしょうか。理由を明確にお答えください。

次に、現在36人の議員を2人削減されようとする根拠を明確にお答えください。

次に、現在4つの常任委員会が設置され、それぞれ9人の議員で構成されていますが、2人削減した場合は、どのような委員会構成を考えていますか、お答えください。

次に、私は議会あり方検討会の中で、議員定数削減の人数については、市民の意見を聞かせてほしいと申し上げました。なぜなら、私たち議員は少数削減を例えば考えていたとしても、市民の皆さんは削減しなくてよい、あるいは半数にするべきとさまざまな意見をお持ちでしょう。常々行政に対しまして、市民の意見を大切にしてほしいと指摘しながら、我々議員は市民の意見を聞こうともしないのはなぜなのでしょう。20年から30年前とは違い、インターネットも普及しております。市民の意見を反映する機会を設ける考えはないのでしょうか、お答えください。

次に、議会あり方検討会の座長をされて、全ての会派の意見をまとめてきたはずの立場の灰垣議員が、なぜ議員定数条例一部改正の提案者なのか、私には理解できません。2年間のまとめである最終報告を議長に答申されたではないですか。なぜ、議会運営委員会の中で議論を深めていただくための提案をされなかったのでしょうか。

以上、お答えください。お願いします。

#### **No.113 灰垣和美議員**

6点でよかったですかね。お答えいたします。

定数削減に至った経緯、実質全議員が参加をして、2年間の20数回にわたって慎重に、議会あり方検討会で審議をされました。そして、最終結果として、削減すべきであるというのが多数を占めたということを尊重して、所定の手続きをもって今回の提案に至っております。

協議の場ということでございますけれども、この本会議場で、傍聴者の方もいらっしゃいます。またしっかりと議事録もつくられるわけです。これが、私は協議の場というふうに捉えております。

3点目、なぜ2名削減なのか。これは、他市の状況等を参考にいたしました。

4点目、常任委員会等は今後検討されるものと思っております。

5点目、市民の意見、それぞれいろんなご意見がございます。そういった意味で、太田議員のおっしゃった市民の方、また私たちが思っている市民の方、いらっしゃいます。それぞれが意見を聞いて、議員としてここに出てきているというふうに思っております。

なぜ提案者になったのか、後ほどお話しする機会があるかもしれませんが、座長という立場で2年間——私は1年間ですが——審議をされた皆さんの、削減すべきであろうという多数のご意見を尊重して、私が提案者とさせていただきました。

以上です。

#### No.114 太田貴子議員

いろいろとご答弁いただきましたけれども、やはり少し納得いかない点が多々あったかなと思っております。2問目に入ります。

議会改革を推進するには、議員全員が高い意識を持ち続けなければなりません。これまで、私のような日の浅い議員では、諸先輩議員の皆さんに意見を進言することもできませんでした。しかし、議会あり方検討会では、私たちも臆することなく意見が言えました。また、全ての会派の議員、無所属議員も含めて意見を交わしました。議事録をとっていないのは、市民受けを考えた議論ではなく本音の議論を交わすためのものであったが、今となれば議事録を明確にとるべきだったと後悔しております。また、1年間の議会あり方検討会は9回開催されましたが、多くの審議事項が残り、議員からも市民からもスピードアップが求められました。2年目のあり方検討会では、13回開催し、相当の時間を費やして議論をしました。私は2年目の委員でしたので鮮明に記憶しております。

私は、議会あり方検討会でほぼ決まった項目については、議会運営委員会で最終の判断をするべきだと考えておりましたが、そしてどうしてもまとまらない項目については、最後は36名の議員で協議する場を設置し、提案に至るべきと考えますが、いかがお考えでしょうか、お答えください。なぜ今回までこの協議の場を設けなかったのか、私には理解できません。

次に、常任委員会の構成が9名2委員会、8名2委員会になりますが、どの常任委員会の人数を減らすのかを議論して、提案すべきではなかったのでしょうか。そのような大切な議論も、少数会派や無所属会派が入れない議会運営委員会で決めようとしているのか、お答えください。

次に、市民の意見を聞かないで進めることは、議会改革ではありません。なぜなら、何のために議員を減らすのかを市民の皆さんに理解されなければ意味がないからです。議員

定数を削減する理由を明確にする必要が本当にあります。削減する理由としまして、議員自身の質の向上に努め、議員一人一人が責任と役割を果たしていかなければならないと灰垣議員が述べられましたが、削減したら質の向上になるという理論になるのか、私は疑問です。それよりも、日ごろ傍聴された市民の方々からご意見をいただいております。議会議中、いつも寝ている議員がいる、ほとんど自席に座っていない議員がいるなど、不満の声が聞こえています。これでは、議員を減らせと言われても仕方がない状況だと私は思います。議員の質を高めたいのなら、むしろ市民の声を聞く姿勢です。市民の皆さんの厳しい指摘をいただきましょう。そのことを真摯に受けとめて、そして反省すべき点を反省し、一人一人が自覚を持てることこそ高槻市議会の活性につながるのではないのでしょうか、お尋ねします。

#### **No.115 灰垣和美議員**

書き取れない部分がありますので、全てお答えできるかどうかわかりませんが、まず、あり方検討会では本音、ここでは本音じゃないというふうに私は思っておりません。いつも本音であります。

それから、36人のみんなで協議、まとまらない、どこまでいってもいろんな意見がございます。特にこういった定数の問題、また報酬の問題、これは、私は何度協議の場、皆さんがおっしゃる協議の場というのを持ったとしても、結局全員同意ということはあり得ない。議会制民主主義の中で賛否をとるということに最終的にはなろうかと思っております。

それから、常任委員会は今後検討されるものと思っております。

市民の意見、市民の意見とおっしゃいますが、それぞれに市民の方、いろんな方がいらっしやいまして、当然議員が質の向上を目指すというのは、これは誰もが求めるものであって、我々もそうであるというふうに思っております。そういう意味では、我々も市民の声を聞いておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。（「答弁になってない」と呼ぶ者あり、その他発言する者多し）

#### **No.116 太田貴子議員**

いろいろと申し上げても、全く答えようとされないということはよくわかりました。この後も議会あり方検討会に携わった多くの議員が質問に立ちます。なぜ10人以上の議員が質問することになったのかを真摯に考えていただきたいと思います。それぞれに主張は異なりますが、提案者に対する憤りは共通しております。それは、提案までのプロセスに問題があるからです。最大会派だから何をしても許されると、おごりと捉えられても仕方がないと私は考えます。どうしても即決で結論を出さなくてはならない場合は、決断をせざるを得ませんが、このような強引な採決に持ち込めば、今後の議会運営に支障が出ると私は考えます。私は、もう一度最後の協議の場を設け、提案し直されたらよいと考えます。

この議案は継続審議にするべきだと意見表明して、質問を終わります。  
以上です。

#### **No.117 灰垣和美議員**

強引な手法とは思っておりませんので、よろしく願いいたします。

#### **No.118 強田純子議員**

私からは、議会の役割、責任ということで絞って質問をさせていただきます。

先ほどから、いろいろな意見があっても、それはあると私は思いますし、しかし大事なものは多様な住民意見、少数の住民意見を反映させることは、市議会としての責任ではないでしょうか。そして、議員数が少なくなれば、その分市政調査の調査量は減ってしまいます。この定数削減は、多様な意見の反映、少数意見の反映を後退させるものだと思います。

そこでお聞きいたしますが、定数削減の効果はあるのでしょうか。また、先ほどから、市民の意見の説明はもうされたと言われておりますが、そうは思いません。市民への説明はどうされるのでしょうか、お聞きします。

#### **No.119 灰垣和美議員**

36人だから市民の皆さんの意見が反映できる、34人だからできないというそういった根拠はないというふうに考えております。削減によつての効果、結果的には2名削減されることによつて報酬分が減額ということで、これが一定の効果かなというふうに思いますが、提案理由につきましては、先ほど冒頭述べさせてもらったとおりですので、何とぞよろしく願いいたします。

もう1つは何でしたかね。周知ですね。当然この議会が終わったら、それが広報や、またインターネット等を通して説明されることになると思っております。

以上です。

#### **No.120 強田純子議員**

説明を言ったんですけども、でもその終わった後に説明されても、決まった後に言われてもどうしようもないと思うんです。定数削減をすれば議員の質が高まるということはありません。それに、行革やコスト削減と一緒に考えることもできません。なぜなら、議員の役割は行政から提案された議案をチェックすること、それが住民の利益にかなうかどうかを審議することです。いろんな考えの住民を代表するにふさわしい数が必要となります。むしろ定数削減は、その分多様な住民の意見、さらに少数意見の排除につながるものとして、逆に議会の本来持つべき機能を低下させることになると思います。

市民の意見のことを先ほどから太田議員も言われておりましたように、提案理由の中でも、議会あり方検討会で議会改革の決意を示したと言われておりました。しかし、議会あ



り方検討会の最終報告は、定数削減については意見は一致していませんでした。両論併記でした。議会あり方検討会は、市民に公開されたものではなく、報告書は出ていますが、市民は議員定数の削減の議案が上がっていることすら知らない人が多い状況です。民意の反映という点でも、議員定数については市民の問題でもあります。議員定数について、もっと市民を巻き込んだ十分な議論が必要だと思います。そこで、お聞きいたしますが、広く市民に知らせて、市民の意見を聞き取るためにも、市会議員の定数を考える協議会を立ち上げる考えはないのでしょうか、お聞きします。

#### **No.121 灰垣和美議員**

広く市民の方に情報を提供する、そして協議会を持つのはどうかというご質問だったかなと思いますが、我々議員は、市民の方の負託を受けて、議員としてこの場で議論をさせていただいております。それが市民の皆さんのご意見を反映さしているというふうに私は考えております。先ほども申しましたが、代表協議会等を開催したとしても、これは合意に至らないというのが前提だと思いますので、ここが協議の場ということをもちまして、提案をさせていただいた次第でございます。

以上です。

#### **No.122 強田純子議員**

確かに、市民の負託を受けてこの場に私たちはおりますが、それは全権委任をされてきたわけではありません。この議員定数削減についてのことは、そういう議案にもなっていないかと思っております。市民に広く知らせるべきですし、議員定数について考える協議会もしないというのは問題だと思います。この問題を市民の方にお知らせしますと、議会の議席は私の議席でもある、勝手に決めないでとの声もありました。私もそのとおりだと思います。こういう声もあるんですから、ぜひこのまま押し通すのではなく、市民を含めた議論の場を設けてください。

以上です。

#### **No.123 灰垣和美議員**

申し上げます。次に提案される第2号、この件は第1号の提案の手順と全く一緒だと私は考えております。違うところは、違うところは……

#### **No.124 議長（藤田頼夫）**

1号の件で言ってください。

#### **No.125 灰垣和美議員**

違うところは、1号は多数の意見をもとに提案させてもらってます。2号は、大多数が

報酬現状維持、それから報酬審議会に諮問するべきだということを考えれば……（発言する者多し）……と思います。

#### **No.126 議長（藤田頼夫）**

灰垣和美議員、1号の件でお願いします。ほかの議員は、発言をされておりますので静かにしてください。

#### **No.127 灰垣和美議員**

例として挙げなくちゃ仕方がないので挙げさしていただいています。同じテーブルだと私は考えております。もう一度申し上げます……（「それは間違いやわ」「違うと」と呼ぶ者あり）そういう意味じゃなくて、要するに手順の話です……（「自分が一番踏んでないよ」と呼ぶ者あり）だから、第2号も同じ手順で提案されてるということを申し上げております。だから、我々は、その提案された時点で容認されたというふうに、私たちは理解しております。

以上です。

#### **No.128 和田孝雄議員**

2011年の統一地方選挙、私たちを選んでいただいた選挙でございますけれども、このときに、選挙公報に公約として議会改革と行政のスリム化を第1番に掲げられて、そのトップに、議員報酬と議員定数の削減を党派として一致して掲げられたのは、公明党の8人の皆さんでした。また、市民感覚の政治に取り組むとして、議員報酬の削減、議員定数の削減を掲げられた維新の会のお一人の方、さらに公約の約4分の1のスペースを割いて、議員定数、議員報酬削減でなく大幅減を訴えられた、みんなの党のお一人の方がいらっしゃったと記憶しています。さらに、行政改革の問題では、お二人の方が公約として掲げられておりました。36の定数のうち12名、3分の1の方が公約として掲げられていたに過ぎません。このように、議員定数、議員報酬の削減は一連の公約であると考えます。行政改革の一環としておっしゃったのではないかと思います。

そこでお伺いしたいのですが、今議会には、第1号議案で議員定数の削減、第2号議案で議員報酬の削減が提案されているのですが、私はこの2つの議案は相関連する議案であると考えています。議員提出議案第1号 高槻市議会議員定数条例中一部改正についての提案者である灰垣議員は、議員提出議案第2号 高槻市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例中一部改正に盛り込まれている議員報酬削減にも賛成なさるのでしょうか。それとも、36名から34名にして総枠で議員報酬が削減されるのだから、個別の報酬の削減には反対、あるいは、有識者の審議を経ない暫定措置だから反対なさるのでしょうか。提案者全てについて態度をお示してください。また、もし、議員提出議案第2号に反対なさるのであれば、なぜ、定数削減を優先し、個別の議員報酬削減を後回しになさるのか、そ

の理由についてもお伺いをしたいと思います。

議員定数を削減することは、国民あるいは住民の意思を正確、公正に選挙制度に一定議会に反映させるについて、不十分極まりないものになります。我が高槻市は大選挙区制ですから、小・中選挙区制よりは民主主義が保障されていますが、それでもやはり定数の削減は組織を持つ方、多数者に有利になるだけで、組織を持たない者、少数意見の者にとっては厳しい選挙制度になってしまうことは、これまでの経験からして明らかです。少数意見の切り捨てに向かって、第1号議案は走り出すことになるのです。このように、定数削減は議会制民主主義の発展にとって支障になるものであって、議会を市民の意見の縮図たらしめんとする私の考え方とは全く正反対の考え方だと思うのですが、提案者のご意見を承りたいと思います。

また、なぜ2名なのか、これで公約は果たせたのか。これでは削減したとは言えず、さらに削減なさろうというお考えなのか、これについてもお伺いいたします。

また、議会あり方検討会が、平成25年3月8日に、当時の中浜議長宛てに提出された最終報告では、合意の結論を得られなかった項目については、今後の動向を見ながら必要に応じて協議の場を設けるべきであるとされています。灰垣議員は、結果としては削減すべきであろうという意見が多数であったという部分だけを引用されましたが、その前段に、削減意見と、一定の議論できる人数は確保すべきという意見、1万人に1人で妥当、現状維持という3つの意見があった。合意の結論を得られていない項目です。今回の提案は、議会あり方検討会の最終報告が求めている、協議の場での検討を経ておらず、最終報告の内容とは違ったものになっているのですが、なぜ、今回の提案が唐突に行われたのか、お伺いしたいと思います。

#### No.129 灰垣和美議員

1問目の、第2号に対してはここで答弁することではございませんので……（発言する者多し）それから、報酬削減を後回しにしたとは思っておりません。先ほど提案理由でも述べましたけれども、報酬——提案理由ではございません。先ほどの私の答弁ですね。失礼しました——あり方検討会で第15回の一定のまとめがございます。これは皆さんの手元にはっておりますけれども、ここで大多数の方が、報酬等審議会に諮問するべきであると。第2号に署名されている方たちの中にも4名の方がそのようにおっしゃってます。それを私は真摯に受けとめ、尊重して、座長という立場も含めて、やむなく今後の検討課題としたところがございます。議員のおっしゃる国民、住民の意思を正確かつ公正に選挙制度に議会に反映させるのに36人がふさわしい、先ほどこれ言いましたけれども、36人がふさわしいのか、34人がふさわしいのか、これは客観的な根拠はないと思っております。

なぜ2名かというのもありましたかね。これは先ほど申しました。他市の状況等を参考にしたものです。



それから、協議の場の検討をとってない、これは皆さん、先ほど言いましたとおり、この場が傍聴の方もいらっしゃる、また、しっかりときっちり議事録も残される、そういった意味では協議の場というふうに捉えております。

以上です。

#### **No.130 和田孝雄議員**

お答えいただいていないことがたくさんあるわけですけど、次の質問に入らせていただきます。

私は、基本的には議員の定数の削減も、それから議員の報酬の削減も反対です。まじめに議員活動をしようと思えば、現在の報酬でも足りないことは議員の皆さんそれぞれがご承知のことではないでしょうか。市職員という各分野の専門家集団を相手に、専門外の問題も含めてさまざまな問題を対等にチェックしようと思えば、その情報を得るための費用と努力は並大抵のことではできません。議員はボランティアでやれという意見もありますが、専門化した社会の中でそれは現実的に無理な要求です。議員も高度の専門的知識と経験が欠かせない、常勤職でなければできない職であると私は考えています。皆さんも同じだと思います。

確かに、66万円という議員報酬は高額です。しかし、議員になってお金持ちになられた方はいらっしゃるでしょうか。収入もふえたけれども、支出もふえた。全く生活ぶりは変わらない。かえって、預金を取り崩している方が多いのではありませんか。これが議員生活の実態です。ですから、私は議員報酬を削減する2号議案にも反対です。しかしながら、この提案が協議会の場で議論を重ねた上で、財政上どうしようもない状況、議員集団の専門的知識をもってしても、職員集団の財政的な専門的知識をもってしてもどうにもならない、市民の皆さんも到底納得できないという財政状況にある、どちらかをどうしてもとらなければならない危機的財政状況にあるとすれば、私は自分の報酬減の道を選びます。今回の提案とは、私は順序が真逆の立場、みずからの議員報酬はそのままにして、民主主義の根源たる議員定数を削減することは、私には到底考えられません。

なぜ議員定数だけを削減し、議員報酬はそのままにさせるのか、改めてお伺いしたいと思います。

#### **No.131 灰垣和美議員**

今のご質問に関しましては、提案理由に述べたとおりでございますが、提案理由の中に、高槻市が長年取り組んでいる行財政改革の取り組みという項目もございます。これは行政としても平成11年、17年と2度にわたって、平成11年は405人、17年が384人の職員の方の削減をされていると。そして、その中で、今黒字を60年続けて、58年から続けてきてるこの高槻財政を含めて健全に維持しているということを考えれば、議員もそれに倣うことも必要なのかなというふうに思っております。

以上です。

#### **No.132 和田孝雄議員**

それであるならば、まず報酬削減も提案なさるのが、私は筋だと思います。るるご説明をいただきましたけれども、その理由の一つ一つ、手続の一つ一つが、私には納得できません。

定数を削減する本案件は、市民の投票権、日本国憲法に定める市民みずからの正当な選挙によって議員を選出する権利、住民が主体となって自治を行っていく地方自治の本旨に反する、条例の改悪であることには変わりはありません。また、私たちみずからが定めた手続、協議会という場を持つという、最終報告の合意の結論を得られなかった項目については、今後の動向を見ながら必要に応じて協議の場を設けるべきであるとされた、協議の場で検討をすることを完全に無視したものです。提案者は、民主主義の根幹にかかわる選挙制度の問題を高槻市民が提案されたことさえ知らない中で、提案したその日に即決せよとおっしゃいます。市民の意見表明権を軽んじる、議会審議の蚊帳の外に置いてしまうことになってしまった、合意を無視した多数の横暴の提案だと私は考えます。私は提案者に、本件を取り下げただけを求めるとともに、協議の場でさらにご検討をいただくことを提案したいと考えます。

最後に、提案を取り下げる意思はないのか、継続審議として協議の場でさらに検討する意思はお持ちでないのか、改めて伺います。そうでなければ、私はこの案件には反対の立場を明確にせざるを得ません。

以上です。

#### **No.133 灰垣和美議員**

議会あり方検討会で、実質全議員が参加をして、長きにわたって慎重に議論をした結論をもとに、それを尊重して私はこの提案をさせていただいております。そして、協議の場というのをここで設けさせていただいて、議論の上でこの提案をさせていただいておりますので、取り下げるつもりは毛頭ございません。

以上です。

#### **No.134 議長（藤田頼夫）**

ここで、午後1時10分まで休憩します。

〔午後 0時 4分 休憩〕

〔午後 1時10分 再開〕

#### **No.135 議長（藤田頼夫）**

会議を再開します。

### No.136 北岡隆浩議員

質問させていただきます。

提案理由では、議会あり方検討会の議論経過、そして最終報告につきましては、市民に公開し、議会改革を進める高槻市議会の決意を市民に示しているとのこと。市議会のホームページで公開されている、平成25年3月8日付、議会あり方検討会の検討結果について（最終報告）には、議員定数について、身を切る改革も大事、政治的判断からなどの理由で削減すべきであろうという意見と、一定の議論ができる人数は確保すべき、また中核市や同規模他市と比較した上で、市民1万人に議員1人で妥当などの理由で現状維持という意見があった、結果として削減すべきであろうという意見が多数であったと記載されています。そこで3点伺います。

1点目、私は、議員の数を減らすことが改革ではなく、適正な議員の数にすることこそ改革ではないかと考えておりますが、ここに書かれている、身を切る改革については、具体的にどういった議論がされたのでしょうか。

2点目、政治的判断ともありますが、これは具体的にどのような判断なのでしょうか。

3点目です。一定の議論ができる人数は確保すべき、また中核市や同規模他市と比較した上で、市民1万人に議員1人で妥当との、議員の適正な数についての意見もあったとのこと。一定の議論ができる人数や中核市や同規模他市との比較、あるいは市民何人に1人の議員が妥当なのかといった点については、議会あり方検討会ではどのような結論が得られたのでしょうか。それぞれお答えください。

### No.137 灰垣和美議員

今、北岡議員のおっしゃったのは、議会あり方検討会の内容にもかかわるのでしょうか。それらをご承知の上であるというふうに私は認識してはいますが、まあお答えします。

身を切るということですが、一般的には、つらいことや寒さを厳しく、体を切るように感じられること、また自分自身を犠牲にするというときに使われるので、そのように使ったというふうに記憶しています。なお、適正な議員の数というふうにおっしゃってましたけども、適正という数の客観的な根拠はないものと考えております。

2つ目ですが、政治的判断、それぞれお使いになる手法が違うのかもしれませんが、私は、政治家が政治を行う上で大きな決断を求められる場合、特に賛否の分かれる事案等についての決断、また多数の反対意見に対抗する判断、法的判断と異なる、あるいは、法的判断を踏まえた事項についての政治的意向での決着を指して政治判断と、こう理解しております。

3番目ですけれども、結果的に削減すべきが多数を占めておりましたけれども、結論は出ていないものと、こういうふうに思っております。

以上です。

#### No.138 北岡隆浩議員

提案理由では、議会あり方検討会の議論経過、そして最終報告につきましては市民に公開し、議会改革を進める高槻市議会の決意を市民に示しているところでありますというふうに述べられましたよね。ですので、その中の議論がどういったものであったのかということをお聞きしたわけですが、決して灰垣議員の個人的な感想とか意見をお聞きしたわけじゃなくて、議会あり方検討会の中でどのような議論がされたのか、それを議会あり方検討会の座長でもあった灰垣議員からお聞きしたかったんですが、残念ながら、ちょっとはぐらかしたようなご答弁でした。

身を切る改革、これは、つらいことや寒さを感じる、自分自身を犠牲に。そういうことが本当に議会あり方検討会で述べられたんでしょうか。ちょっと改めて、そのあたりどういう議論があったのかということをお聞きもしたいんですが、私も質問原稿を1問目はお渡ししましたが、それに対しての答弁原稿ありませんでした、2問目の質問原稿は当然お渡ししてないんですけども、難しいことを聞いても、ちょっとなかなかお答えいただけないかもしれないので、極めてシンプルに2つのことについてお聞きをしたいと思います。

削減の数を2議席とするということに関しては、午前中の質問に対して、他市の状況を参考にされたというふうにお答えをされていたんですが、2議席削減するということに関しては、どういう論理的な考え方と、どういう計算方法に基づいて出されたのか。マイナス2という具体的な数字を出されているわけですから、考え方と計算式があるのかなと思います。考え方と計算式、この2つをお示してください。よろしくお願いします。

#### No.139 灰垣和美議員

答弁する前に、午前中にも述べましたが、まず、議員の定数が根拠というのが36人、34人という根拠はもともとないものというふうに認識した上で、お答えしたいと思います。

考え方、参考にと先ほども申し上げたとおりで、その参考にしたのは、例えば中核市、例えば同規模の市、大阪府下の市、それらの現有数、またここ数年の各市の動き等を参考にいたしました。それともう一つは、高槻市議会の歴史の中で、1万人に1人が妥当だろうというのが暗黙の中で話し合いの中にも出てきておりました、先ほど北岡議員もおっしゃったとおりですけども、それらも参考にいたしました。

以上です。

#### No.140 北岡隆浩議員

定数に関しては根拠がないと、中核市や同規模他市の状況、各市の最近の動きを参考にされたら、1万人に1人という数字も考えられたということですが、計算式は示されませんでした。34という具体的な数字を出しながら、その計算式を示されないというのは、私は、ちょっとおかしいのかなと。もし、同規模他市の数字を参考にされたらであれば、

同規模他市では平均何人に1人だとか、そういうことを平均すればこうだとか、そういうようなことを考えられたのかなと思ったんですが、ほとんど根拠がないようなご答弁でした。

私は、議員の適正な定数はその地方自治体の人口のみならず、行政の行っている事業の数も考慮しないといけないと思いますが、後者の考慮はかなり難しいですし、議員は行政をチェックするだけではなく、議会で市民の意見を反映させる役目もありますので、人口比で考えるのが妥当ではないかと思えます。大阪府議会では、人口10万人当たり1人の議員が適当ではないかということで、議員の削減がされました。高槻市でも、1万人に1人とかそういう指標を持たないと、世の中の雰囲気流されたり、ゲリマンダーではないですけども、力のある政党などに自分たちに有利な形にされたりしてしまう可能性もあります。私は、適正な議員の数にすることこそ改革だと申し上げましたが、もっとよりよい改革の方向性というのは、より適切な結論を得られるような議会にすることだと考えています。それが真の改革であると。今の議会や選挙の仕組みでは、適切な結論が得られにくいと私は常々感じております。より適切な結論を得られるような議会にするにはどうすればいいのか。それは投票を義務化し、議員の半分を裁判員のように有権者から無作為で選ぶことではないかと思っています。選挙で選ばれた議員は、議会でオピニオンリーダーとなって議論を引っ張り、無作為に選ばれた議員は議決に市民感覚を反映させると。そのためには法律を変えないといけません。話を高槻市議会の定数に戻しますと、高槻市役所は営業課や高槻市のマスコットキャラクターの「はにたん」をつくったり、「どっちもたかつき」などのPRをしたりして定住人口の増加に頑張っているようですが、「はにたん」が普通過ぎるのかなあ、残念ながら人口は最近減少傾向にありまして、一時期は36万人を超えたこともあったんですが、ことしの2月の末現在で35万6,019人です。高槻市の人口を四捨五入すれば、35万人になるのも間近ではないかなと。とすると、特に人口減に対する特效薬もなさそうなので、少子高齢化がますます進んで、近い将来34万人にもなり得るのではないかとも思いますが、今後4年間でそこまで減るとも考えにくい。したがって、1議席減が妥当と考えます。ご答弁をお聞きしても、先ほども言いましたが、34という具体的な数字を示されているにもかかわらず、さしたる考え方や計算式もなく、つまり、さしたる根拠もなく2議席減ということなので、私はこの議案には反対をいたします。

以上です。

#### **No.141 川口洋一議員**

至って冷静に行わせていただきます。午前中からの質疑を聞いておりまして、非常に残念というか、あきれ返るといふか、このような質疑がまかり通ってほんとにいいものなのかなあというふうに考えながら、お昼を過ごしておりました。先ほど、灰垣和美議員から提案理由説明を聞いておりまして、地方分権の進展と権限移譲の拡大に伴い、地方自治体



の役割が拡充されるとともに、住民の代表機関であり自治体の最終的な役割と責任が大きくなっていますと提案理由の説明をされました。これを聞いておりますと、この理由を使って定数をふやす提案理由でも十分通用するんですよ。全く抽象的で、それが直接定数減の提案につながるとは、私はとても思いません。まずは、この定数削減条例案と次の第2号議案、提出議案の報酬削減、これを密接に関連する一括議案とされなかったことに、私は強い違和感があります。灰垣議員には6問質問を事前にお渡ししております。午前中からの質疑を聞いておりました、2問追加させていただきます。7問目と8問目に関しましては、大変お疲れのようで答弁がなかなか出てこないようですので、丸とバツの質問にしましたので、ぜひお答えいただきたいと思います。

1問目です。提案者の灰垣和美議員が座長を務めた議会あり方検討会の最終報告書には、議会の活性化と市民に開かれた議会を目指すと1行目に明記されています。議員定数を削減することは、市民に閉じられた議会に向かっていると考えますが、いかがでしょうか。

2点目、提案者の灰垣和美議員が座長を務めた議会あり方検討会の最終報告書の議員定数については、意見の一致は、先ほどからも質疑にありますとおおり、得られていません。意見の一致が得られたと判断されたのでしょうか。判断されたのであれば、その根拠をお示しくください。

3点目、提案者の灰垣和美議員が座長を務めた議会あり方検討会の最終報告書では、合意の結論を得られなかった項目については、今後の動向を見ながら必要に応じて協議の場を設けるべきであると記されています。今回の定数削減については、最終報告書を見る限り合意の結論は得られていません。また、いつ、どこでどのような形で協議の場が設けられ、どのような結論が出た上で今回の条例提案に至ったのでしょうか。

4点目、今回の議員定数の削減について、市民から何かしらの声、先ほどからもありますが、届いているのかどうかをお答えください。

5点目、これも再三質問されていますが、全く答弁になっておりませんので、改めて質問させていただきます。今回の2名の削減の提案、なぜ至ったのでしょうか。計算式で、積算根拠をお示しくください。

6点目、私たち市議会議員は、行政の監視機能を担っております。議員定数を削減することは、この監視機能の低下につながると考えますが、いかがでしょうか。

7点目、議会あり方検討会には要綱がございます。座長を務めておられた灰垣和美議員もよくご存じのことだと思います。その第5条の4、会議の決定は全会一致とする。ただし、やむを得ない事情がある場合はこの限りではない、となっております。午前中からの、座長を務めていた灰垣和美議員の答弁を聞いておりますと、この議会あり方検討会要綱の第5条の4に明確に違反をしていると私は考えますが、灰垣和美議員はどのようにお考えでしょうか。違反ならば丸、違反でなければバツでお願いします。

8点目、最終報告書で、質問とかぶる部分もありますけれども追加で載せさせていただきました。協議の場は本会議と先ほど答弁をされました。それではなぜ、灰垣和美議員が

座長を務めた最終報告書作成に当然、座長である灰垣和美議員は関与されたわけですが、この協議の場というところをなぜ本会議と明記をされなかったのか、これはおかしいと思います。これは、座長みずからが議会あり方検討会の最終報告書の中身を破ったことにならないかと思いますが、丸かバツかでお答えください。

以上です。

#### No.142 灰垣和美議員

多岐にわたりますけれども、まず1点目は、閉じられた議会になるとは思っておりません。

2点目、意見の一致は見ておりません。

3点目は、先ほどからお答えしておりでございます。

それから、4点目、市民の方からの声、これも先ほど提案理由等で述べさせていただいたとおりです。

2名減に関しましては、これも先ほど述べさせていただいたとおりでございます。

6点目、市議会議員が行政の監視機能を有する、これは当然だと思っております。議員定数が何名ならそれが機能が発揮できるのか、できないのかは定かではないというふうに、先ほどから申しておるとおりでございます。

7点目、違反してとは思っておりません。

8点目も同様でございます。

以上です。

#### No.143 川口洋一議員

極めて簡潔なご答弁、ありがとうございました。議会の活性化、これ単純な、数学じゃなくて算数の問題なんですよ。議員定数が減れば当然市民には閉じられた議会になるというのは、誰に聞いても明らかだと思うんですね。しかし、提案者の灰垣議員は思っておられないということでした。2点目の、あり方検討会の最終報告書のことに關しても、一致は得ておりませんと答弁で明言されました。でありながら、議会あり方検討会4項の第5条の4、会議の決定は全会一致とする、明らかに議会あり方検討会要綱違反であると私は考えます。

先ほどからという答弁で終わられましたが、議員定数の削減について、私のもとにも削減したほうが良いという声も届いております。そして、そういった方々お一人お一人とお話をしてきました。街頭でも、そういった議員定数削減に関する報告を行いながら、20減らせと言う方とも、とことんお話をしました。その中で、やはり議員定数そのものが何なのか、私たちは市民からの負託を受けて代弁者としてこの議場にいるわけであって、あくまでも議員個人の議席ではないと私は考えています。だからこそ、このような答弁しかできない、このような答弁でよく提案をされたなあというふうに、私は午前中は本当に怒

り心頭だったのですが、もう通り過ぎまして、今は至って冷静です。本当にこのような議論、そして座長であった灰垣議員がこの2年間の議会あり方検討会で議論されてきたことを全てひっくり返して、最終報告書に書かれた内容もほごにして、要綱違反も犯してまで、なぜ議員定数を減らさなければならないのか、その理由は一切明らかに現時点でされておられません。このようなことはあってはならないことですし、民主主義の根幹を揺るがすような一大事であると私は考えます。要綱違反であると、改めて私は明言しておきます。最終報告書自体も、座長みずからがお破りになったと私は考えております。

ですので、3問目の質問をしたとしても多分答弁は予想できますので、このような提案、もう一度やり直す、もしくは継続して審議することを求めまして質問を終わります。

#### No.144 久保隆夫議員

午前中から質疑が続いておりますし、これからまた何名かの方々が意見等を含めて質疑があるようでございますけども、私は先ほど来からいろいろ論議を聞いておりますと、議会あり方検討会の答申に基づいて提案をされておるわけではないんですね。まず、ここをご理解をいただきたいと思うんです。私の前回の議長のときに、あり方検討会を設置をいたしました。奥田副議長に座長になっていただいて、議会の現有議席の中で、市民に対していわゆる透明感を持つ、委員会の活性化、本会議の活性化、あるいは理事者との関係、いろんなことを含めて相当広範囲にわたって論議をいただいたわけですね。それが3年経過をして一定の考え方が出されたわけです。議会運営、あるいは議会の活性化の中身については、それぞれ反対、賛成はありますけれども、一定の方針が出されもう既に実施をしている件もあるわけですね。ただ、この定数の問題につきましては、これはもう議員みずからの出処進退、これは根幹にかかわる問題なんですね。これは、あり方検討会の中では、論議は私は難しいと思っておりました。これは議員みずからの問題なんです。みずからの問題、置かれている立場、それから立候補する決意、いろんな経済情勢、経済環境、議員みずからが、先ほどもちょっと出ましたけども、いろんな議員みずからの立場があるわけです。ですから選挙によって選ばれてこられるわけですね。選挙で選んでいただくのは市民なんです。ですから、3つに分けてお話を申し上げますと、これは前回、数年前ですが、たしか私が提案をして6時間か7時間かかっているいろいろな論議になって、当時は40名から36名に4名減員をいたしました。きょうまさに論議になっておるような話が相当出たと思うんです。やはり、35万6,000人の市民、有権者が二十七、八万の全市民の方が市政に参画するということは、これはもう当然のことなんです。しかし、現実的にはそれが難しいわけですから、いわゆる代表制をとってるわけですね。それが40名がいいか、36名がいいか、32名がいいか、これはもう根拠はないんです。おおよそ、時の高槻市において、市政の中で市の広域性の問題、あるいは人口の問題、人口構造の問題、いろんなことを含めて36名程度がよかろう、この程度であれば市民のおおよそ意見は聞ける、こういう形で36名にしたわけですね。今度、これを2名減員をして34名という提案をしておるわ

けですけども、それぞれ提案されてる提案者を含めて大方の方々は、2名減員をしても今の市民の方々の意見は十分反映できる、それぐらいの議員もしっかりして頑張ろうということで提案をされてると思うんです。ですから、2名がいいか、1人がいいか、3人がいいか、これはもう私は言葉は悪いですけども、その時々議員の判断なんです。方程式はありません。そら自治法では一定の方式が出されております。しかし、それは本市独自で、本市の主体性をもって判断する以外にないと私は判断しております。それが提案されておる2名減員と。2名減員しても、市民のおおよその意見は十分反映できる、その自信を持って議員も次の選挙に立候補するということなんです。そのことをまず根底に置いていただきたいと思います。

それから、もう1つは、議会にかかわる総費用の問題が出ております。これは次の案件でも出ておりますけども、いわゆる議会費を今例えば1億かかっておるんであれば、2名減らして8,000万、その8,000万にかかわる総費用の中でどっかを削ったらええやないかという話も当然あるんです。あるけれども、我々としては市民に対してより議会の姿勢を示すためには、議員定数の削減が、よりパンチのきいた、市民に説得力のある方針という判断をしたということなんです。そのことをやはり理解をしていただいて、これから論議を進めていただきたいと思うんです。

先ほど来、あり方検討会が非常に問題になっておりますけども、あり方検討会はそんなに拘束された問題じゃないんです。条例化する問題は、本会議で論議する話なんです。その1つが定数問題であったわけです。ですから、その定数問題は本会議で提案していただいて、そこで論議をして決めていくと。あとの問題はもう実行してる問題もあるわけですから、あり方検討会はそんなに拘束力はないというふうにご理解をいただきたいと思うんです。

定数問題については、私は2名の減員で賛成をしてる立場ですから、そういう考え方を根底に置いて、ぜひ論議をしていただきたい。答弁者も、そのことを自信を持って答弁していただきたいとこう思います。質問される方々も、あり方検討会、あり方検討会の論議が出ておりますけども、これはあくまでも議会内部の問題なんですよ。今の現有の議会をより活性化をして、市民の皆さん方により透明感を出して、そしてご理解をいただくと、その努力をしていこうと、これが議会あり方検討会の本質です。定数問題は、できるだけ早く議会で論議をして、次の選挙に同じ土俵で戦うわけですから、新しく立候補される方々も当然準備作業もいるわけですから、早く議会の中で論議をして決定をしていただいて、広く市民の中にご理解をいただくということできよう提案になっておるわけですから、その辺を十分ご理解をしていただいて質疑をお願いしたいと思います。議長の方も、その辺はよく整理をして、お願いしたいと思います。（「提案理由が悪い、提案理由が」「検討会の流れから言うたはる」「静かに」「議長進めてください」と呼ぶ者あり、その他発言する者多し）

#### No.145 議長（藤田頼夫）

静かにしてください。

#### No.146 高木隆太議員

議会だけで決める問題ではないと、僕は思います。改選前に手っ取り早く市民にアピールできるということで、この定数削減とか報酬削減が、何の客観的、冷静な議論もないままされてきているわけです。これは全国的にされてきているわけです。先進的な自治体では、そういったことを避けようということで、議会基本条例をつかって定数削減、報酬削減についても客観的な明確な理由を付すべきと条例の中に定めているところもあります。あるいは、やはり私は市民の意見を聞くべきだと思います。灰垣議員、先ほど、協議の場がまさにこの今の本会議場であるとおっしゃっていましたが、これまでのやりとりを聞いていて、恐らく傍聴席の市民の皆さん、いろいろ言いたいこと、意見あると思います。しかしながらここでは、それはできないということです。それをもって協議の場というのは、私は市民の皆さんに対して失礼であると思いますし、余りにも乱暴な論理ではないかなというふうに思います。先進市では、市民へのパブリックコメントを行ったり、あるいは定数のあり方について審議会を設けてその中に市民委員を入れているというようなところもある。公聴会も行っているところもある。私は、そういうやり方をまずすべきだというふうに思います。冷静で客観的、あるいは慎重に判断してこの定数の問題は考えなければいけないというふうに思います。

17年前に4議席の削減、これがされました。議事録を読みますと、先ほど久保議員おっしゃったように、まさにきょう話し合われている同じような内容が議論をされているわけです。当時の提案者の方は、議員の数を減らせば少数精鋭でより議会の質が向上するというような説明もされていました。しかしながら、今日までのこの17年間を振り返って、議会の質の向上に定数削減がどれだけ効果があったのかというような検証はされておられません。私は、この17年前を教訓にするならば、議会として質の向上を図るために定数削減以外の方法をもっと議論するべきであったし、実施できたのではないかなというふうに思います。しかしながら、そういうところは十分議論されず、またしても先行して議員の数を減らすということで、一体どれだけ議員の数を減らせば少数精鋭になるのか、議会改革になるのか、行財政改革になるのか、全く見当が付きません。

また、定数削減については、直接議会に市民のほうから請願があったわけでもありませんから、私は今からでも遅くないと思います。議会が努力して議会改革を行って、高槻市議会議員の皆さん、一生懸命仕事されてる、これで定数削減というのは酷だなというふうに思ってもらえるような、そういった努力をまずすべきではないかなというふうに思います。そういったことを全くしない、なぜ2減らすのか、明確な理由をはっきりさせないまま議員を17年前に4名減らした、さらに今回2名減らすと。なぜまた減らすのか、市民の人は全く議会の判断がわからない。そういうことを続けていけば、やっぱり市民の皆さん



んの中には、もうそれやったら一層議会の人数、半分にしていんじゃないかとか、あるいはもう議会要らないんじゃないかとか、議会不要論まで私はたどり着く可能性というのは全く否定できないと思います。議会がみずから自分の首を絞めているというふうに私は感じております。やはり、一定の明確な理由が必要だと、根拠が必要だと私は思いますので、ちょっとかぶるかもしれませんが、もう一度お聞きしたいと思います。なぜ、2名減らすのか、根拠をお聞きしたいと思います。そして、灰垣議員に事前に質問をお渡ししますけども、1つ飛ばします。

2点目に、2012年の8月に行われた第14回の議会あり方検討会で、資料が提出されています。各党派、無所属も含めて、定数削減、報酬、政務活動費、これについての考え方をそれぞれ会派の皆さんが出されています。今回の条例の提案者の灰垣議員が所属する公明党会派さんは、議員定数、報酬、政務活動費に対する意見で、議員定数については削減することも考えられると書いておられます。報酬、政務活動費ともに、議会の見える化を充実させ、一定期間での市民の評価を経た上で、検討が必要ならば外部識者に審議してもらふべきと、公明党会派さんは意見を述べられています。議会の見える化については、少なからず前進しているというふうに私も感じております。しかしながら、それ以外の市民の評価、あるいは外部識者による審議というものは、今回定数削減については全くされておられないわけです。公明党会派さんがそういった意見を言っているのにもかかわらず、その議論を飛び越して灰垣議員が提案されている。なぜなのか、それをしっかりとご答弁いただきたいというふうに思います。

また質問飛ばしますけれども、この議会あり方検討会で合意の得られなかった項目については協議の場を設けるとされていましたが、私は、協議の場が設けられていないというふうに思います。しかしながら、今回の定数削減の条例のように協議の場を全く設定しないまま、議会あり方検討会で話し合われたほかの項目も、同じようにいきなりこういった形で条例として出されるということもあり得るのか、お聞きしたいと思います。

以上、1問目にさせていただきます。

#### **No.147 灰垣和美議員**

1点目、なぜ2議席減、根拠、これは提案理由で述べさせてもらったとおりでございます。

それから、2点目……（発言する者あり）今、高木議員のおっしゃった文言の部分の後に、一定まとめられたものをご存じでしょうか。第15回議会あり方検討会での各委員の意見を集約したものがございます。皆さんもお持ちのはずです。これで、公明党議員団というふうにおっしゃいましたが、では、削減、身を切る改革も大事、2名減とこのように明記させていただいております。

3点目は、今後の条例等の提案等については今言明するところではございません。

以上です。

#### No.148 高木隆太議員

議長、これからまた質問続きますので、もうちょっと答弁しっかりしていただくように、議長取り仕切っていただきたいというふうに、これはお願いします。同じ会派とか関係ないので。

議席、なぜ2名減らすのかというところについて、しっかりした根拠をお答えいただいてないんですけども、議員を減らすことによるメリット、デメリットがあるとお考えであるならば、それはどういうものなのか、ちょっとお聞きしたいというふうに思います。あり方検討会での意見が議論の後少し変わったというようなことをおっしゃってたのかなというふうに思うんですけども、それでは、なぜ、報酬あるいは政務活動費、これについては保留したまま、なぜ定数だけ、これを削減するという考えに至ったのか、これについてお考えをお聞きしたいというふうに思います。

あと、冒頭に言いましたけれども、協議の場について、やはり私は他市の状況を見る中で、さらに議論の場を広げる、市民の意見も聞くというようなことが必要ではないかなというふうに思うんですけども、そういうお考えはないのか。今回の条例案は、もう既にそういった市民の意見や第三者の意見も十分に加味したものなのかどうかというところについて、お聞きをしたいと思います。

以上です。

#### No.149 議長（藤田頼夫）

灰垣和美議員、今も発言がありましたけども、根拠についてはきちっとまたお伝えしてください。先ほどから大分時間たってますしね。

#### No.150 灰垣和美議員

今のちょっと、提案理由が根拠でございます。

メリット、デメリットを判断していただいた上で結論を出していただきたいと思っております。

報酬はなぜというお話は、先ほどさしていただきました。議会あり方検討会で大半が報酬審議会に諮問するべきであるというのを尊重したということでございます。

市民の意見、これも先ほど述べました。いろんなご意見があります。我々は我々の意見を聞いております。その上で判断したことでございますので、よろしくをお願いします。

#### No.151 高木隆太議員

ずっと、灰垣議員とのほかの議員とのやりとりの中で、傍聴席で笑い声起きてますよね。やはり、皆さん、これおかしいと思ってる方もいると思うんですよ。だから、こういうことになってると思うんですよ。やっぱり市民の人の声も聞かないといけませんし、この場が協議の場であるのであれば、市民の皆さんが納得できるような話をここでしなけ

ればいけないですよ。そういうことを全くしないで、いきなりきょう採決するというのは、私は到底、これは納得できませんし、反対するほかありません。

議員の数を減らすということは、私は川口議員もおっしゃったように、やはり議会の質というもの、これが低下する可能性も十分あるというふうに思います。本来であれば、議員の皆さん、ここに座っておられる方それぞれ意見違いますけども、例えば大きく見れば、高槻市民憲章というものがあります。市民憲章、非常にすばらしい憲章だと思います。この議場に掲げていただきたいぐらいすばらしい条文です。その条文に書かれた高槻市のまちづくりをどのようにつくっていくのか、それを議会の皆さん、これは協力して行政の予算、これをしっかりチェックする、条例をチェックする、あるいは、議会が力を合わせて政策提言をしていくということが、1つ、大きな議会の役割だというふうに思います。しかしながら、そういうところの議論を差しおいて、選挙が近づけば議員の数を減らしていくということは、私は少しやはり寂しいなど。本来であれば、先ほども言いましたけども、議会全体として質を向上させていく、そのための議論がまずあるべきで、いきなり定数削減すると。それで提案理由にもありましたように、議会の質がそれで向上するんだというの、私は全く間違っているというふうに思います。

以上です。

#### **No.152 宮本雄一郎議員**

私からは、先ほど来いろんな質問が出ておりますので、絞ってお聞きをしたいというふうに思います。

提案理由の中に、行財政改革の取り組みの経緯を鑑みというふうにありました。そして、先ほどもあったのですが、ここに、前回2011年市会議員選挙の選挙公報、持ってこさしていただきました。先ほど和田議員からもありましたが、灰垣議員はそのトップに、議員報酬の削減と議会定数の削減をセットで公約されています。定数の削減ではなく、議員報酬の削減のほうが先に来てるんですね。まさに、1丁目1番地の公約です。先ほど和田議員からも質問があったのですが、公約に対する態度が余りにも不誠実で、説明になってません。行政の無駄を減らすことは必要なんです。否定はしておりません。しかし、議員定数は議会と市民のパイプの太さを示す、地方自治法に定められた住民主権にかかわるものです。別物なんです。市民の意見を聞き、議会全体、市民全体で議論を尽くして決めるもので、安易に決めるものではありません。提案理由で行財政改革というのであれば、灰垣議員自身が公約に掲げておられる議員報酬削減のほうが、私はふさわしいと思うのですが、そうは思わないのでしょうか。お聞きします。

また、灰垣議員が言われたように、議会あり方検討会にこの議員報酬の削減が提起をされていました。そこで灰垣議員や灰垣議員が所属する公明党の議員団は、この報酬の削減を主張されたんでしょうか。されたのか、されてないのかをお答えください。

最後に、灰垣議員、そして公明党の議員団はあり方検討会で、議員定数削減で身を切る

というふうに言われてます。私は、この身を切るという言い方は、地方自治法の住民主権の考え方を否定するもんやというふうに思うんです。灰垣議員は、市会議員の議席を議員の私物のようなものというふうに考えておられるんですか。私は、選挙で投票された市民のものであると思いますが、灰垣議員は私物のようなものと考えておられるのでしょうか。お聞きをいたします。

#### **No.153 灰垣和美議員**

おっしゃるとおり、前回の統一地方選挙において、選挙公報にチャレンジビジョンという形で議員報酬、また議員定数の削減を掲げさせていただきました。今お持ちいただいている公報そのものですが、だからこそ議会あり方検討会において、まず第1に、この議員定数の削減と議員報酬の削減を協議項目として提案をさせていただきました。にもかかわらず、今回大方の方が報酬審議会に諮問するべきであるという結論のもと、やむなく今後の検討課題ということで、今回選挙公約である定数の削減、これにもしっかりと取り組んで提案をさせていただいてるわけです。それが1点ですかね。

それから、2点目も同じような、内容は一緒だと思います。

3点目は、私物化しているようには考えておりません。

以上です。

#### **No.154 宮本雄一郎議員**

一言ちょっと言わしていただきたいんですが、チャレンジとか言うておりますけど、公約ってそんな簡単なものなんですか。（発言する者あり）報酬審議会に諮ること、これが多数を占めたとはいいますが、質問に答えておられないんですよ。

ここに、先ほど灰垣議員も言及された、第15回議会あり方検討会で配付された資料があります。その前の第14回の検討委員会で、議員報酬について議論が行われました。各委員がどのような主張をされたかをまとめています。公明党議員団の欄には、議員報酬は現状のままと書いてあるんです。現状のままとはっきり述べておられるんです。報酬削減すべきとは一度も主張されてないんじゃないですか。お答えください。

何よりも、これは公約で、公約は政治家の命ですよ。市民の皆さんはその公約を見て、選挙で投票されるんです。いろいろ理由つけて正当化していますが、そんな簡単なものではありません。提案理由で、議会改革に対する姿勢を示すとされていますが、大体、公約を投げ捨てる政治家が議会改革を語れるんでしょうか。議会改革どころか、議会不信を招くと思いますよ。どうお考えでしょうか。お答えください。

議員の議席は私物ではないと、これ、言い切れないところが許されないんですよ。身を切るなどという言葉は使わないでください。定数削減は、こんな安易に決めるものではありませんし、市民の意見を聞き、市民全体で議論をしてそれを尽くして決めるものです。身を切るというのであれば、公約どおり議員報酬の削減を実行するべきではないですか。

先ほど来、2号議案の話がされていますが、これは公約なんですから、2号議案が提案されるか、されないかは関係ないんです。そんなことに関係なく無条件で、行財政改革と言うのであれば、報酬削減を実施しなくてはいけないのではないのでしょうか。お答えください。

#### No.155 灰垣和美議員

公約のお話でしたけれども、残念ながら、宮本議員のこの選挙公報に掲げられてる項目の中でまだ実現の見てないものがあると私は見ております。またほかの議員の方たちも、そのことを……（発言する者あり）同様であるように思っております。軽い気持ちで公約を掲げたものでもなければ、議員として当選をさせていただいて、この公約の実現のために全力で働いてきたこの3年間であったと自負をしております……（「報酬削減に」と呼ぶ者あり）私が今問題視しなくちゃいけないのは、選挙のときに耳ざわりのいい公約を掲げ（「自分やん」と呼ぶ者あり）、またできもしないような公約を掲げて、議会で発言しない、行動もしない、そういったことが問題視されるわけであろうというふうに、仮にそういうことがあればですね、そういうふうに思っております。

それと、14回をおっしゃってますが、15回で、はっきりと報酬審議会に諮問するべきであるというふうに申しております。さらに、今回、私が提案者という代表になっておりますが、今回同意を得て賛同を得て、賛同議員のもと代表で提案をさせていただいてるということでございます。

それから、私物化云々という件に関しては、これは明確に考え方の違いであろうというふうに私は理解しております。

以上です。

#### No.156 宮本雄一郎議員

先ほどからほんとに、ほかの議員さんの答弁を聞いてましても、今の公約に対する態度を聞いてましても、全く不誠実です。公約実現に向けて全力で働いてきたとおっしゃいましたが、議員報酬について現状のままというふうにはっきり主張して、ここに証拠が残っておるんですよ。報酬審議会等にかけると要求したと言いますが、報酬削減についてはそのようにこの3年間全力で働いてきたと、そういったことはお聞きしたことございませんよ。初めて聞きました。

私は共同提案者、座長だとか言ってますけど、検討会で議題になったことは、各党派持ち帰って協議されてるんです。会派の代表である灰垣議員も含めて会派内で協議されてるはずなんです。その結果、検討会でどのような主張があったかということなんです。ほんとに、こんなことをしては議会不信を招きかねません。責任は重大です。ご自身が議会不信を招いておいて、提案理由で議会改革に対する姿勢を市民に積極的に示すんだと主張するなど、これまたさらに議会不信を招くことです。改革を言う前に、ご自身が招いてる市民



の議会への不信をまず払拭をしていただきたいと思います。率直に申し上げまして、灰垣議員は、法的にはクリアしてるかもしれませんが、道義的に見てこの議案を提出する資格さえないと言わざるを得ません。議案の内容についても、なぜ定数2削減なのか、行政への監視機能の低下にならないかについても、まともに答えられませんし、議論の経過についても同様です。民主主義の根幹は何ですか。多数決で押し切ることじゃありませんよ。熟議です。意見が分かれてるものについては協議を重ねていく。その根幹を否定するやり方です。それらを初め、質疑をすればするほど矛盾ばかりが出てきます。まさかこのような状態で採決することなど、絶対認められませんし、高槻市議会に汚点を残すことになります。

よって、こんな議案は撤回するしかないと強く申し上げて、質問を終わります。

#### **No.157 福井浩二議員**

この議案は、当然のところ、いずれかのときには出てくるものです。私がちょうど2期目ですかね、そのとき40から36に減ったことがありました。そのときも種々論議が湧きました。ほんで、それは減らすとか減らさない、先ほど久保隆夫議員が言われた、確かに政治家として身を切る思いです。ここで一番必要なのは、提案者が質問者に対して真摯に説明責任を持って答弁していくと（「そうだ」と呼ぶ者あり）、我々が常にいつも行政に対して質問する、そのとき不誠実であれば何て皆さん言いますか。怒るでしょう。それはなぜかと言えば、市民の声だからです。市民の代表者として我々が出て、行政に対して質問する、そのことがよいか悪いかは別として、それに対する答弁は責任を持ってやらせよう、また質問も責任を持って行う。これが、我々4年間市民から信託を得た議員としてのあり方なんです。これが原則なんです。この提案に対して、いいか悪いかは別にして、それぞれの考えを持った議員さんが出てきて、そして提案者に対して、なぜこうなんだという質問をしてるわけです。それが傍聴席から失笑が出るようでは、私は恥ずかしい。いいか悪いかは別なんですよ。しっかりとした提案理由の中で述べられたことが、今まさしく破られてきておる。議会あり方検討会の中、この問題に答えない。

もう1つはこんなことがあるんです。きょう太田議員が発言しました。大阪維新の会。大阪維新の会は定数削減賛成なんですよ。その賛成の大阪維新の会ですら、これ反対だと言うんです。そういうふうな発言ですよ、きょうのを見てたらね。ということは、それだけ説明が不十分であると、納得がいけないということにもつながってくるんです。私は、結果としてこの場で例えば採決して、この提案が採択されたとしても、それはいいことだと思うんです。ところが、その過程が大事です。なぜこうなったのか。例えば、先ほど身を切る思い、こう言いましたね。定数36から34になる。確かに現職の議員にとっては身を切る思いです。ところが34人通ってきたら、身を切る思いはないんです。身を切る思いは、そこに報酬削減が出てくるんです。報酬削減をすることが、今身を切る思いなんです。勘違いされたら、私はだめだと思います。身を切る思いとは、次の選挙でやったら

34人通った、34人、どこに身を切る思いですか。ないですよ。現職はええわ。落ちた2人は身を切った思いです。通った34人は身を切っていないんです。身を切る思いとは、いかにして今後自分がそれだけ身を切る、つらい目に遭う、それが身を切る思いなんです。だから報酬削減ありきという話もそこから出てくるんです。それから、財政上の問題。いわゆる財政上、財政改革せなあかん、言いますね。そしたら、計算すれば議員報酬を減らしたほうが財政にも改革につながっていく、そのあたりの説明も十分されていない。

私は、あんまりやいやい言いません。ところが、一番引っかかったのは議員の質向上。そしたら、今の議員の質が悪いんですか、これ。今まで一般質問でも、36人おった中で16人から17人が最高の質問でした。今は最低18人から21人まで出ておりますよ。これは、議会改革の検討会でいろんな問題が出た、その関係上、議員の質が向上したと私は判断しております。それが、議員の質の向上のために2名減らす、こんな問題じゃないでしょう。定数というのは、先ほど久保隆夫議員が言われた、36がいいのか、35がいいのか、こんなのあってないようなもんですよ。そこに無理やり、議会あり方検討会をひっつけたがゆえにこういう問題になってきて、そして答弁が行き詰まってくる、それが傍聴席から失笑を買う。このようなことでは、私は非常に気まずいと思います。そのあたり、今後、1つだけ教えてください。議員の質の向上、一体、今悪いのかどうか。そしたら、何が議員の質の向上につながるのか。この1点だけ教えていただきたいと思います。

#### **No.158 灰垣和美議員**

議員自身の質の向上に努め、議員一人一人の責任、これは削減をするということに対して、思いに立って質の向上に努めていくと。これを理由に削減するということではありません……（「提案理由にそう書いてある」と呼ぶ者あり）はい、私が提案理由の、申しているのは、あり方検討会の議論の結論をもって、それを尊重して、多数を占めたということを尊重して削減をする。その結果として質の向上につながると、こういうふうを考えております。

#### **No.159 福井浩二議員**

皆さんね、皆さんというのは、理事者の方も議員の皆さんも、それから傍聴の皆さんも、聞いててよくわかりましたか。（「わからない」と呼ぶ者あり）全く私はわからん。私は今こそ、もっと、はあわかりましたという答弁をいただけたらと思ったのに、全然筋違いの答弁ですよ。そしたらまるで、あなたがおっしゃる議会あり方検討会、あそこを重要視するならば、そしたら話がちやうでしようとなるわけですよ。そういう押し問答的な、全然答弁にならないような答弁でもってこの提案をするというのは、私は不思議ではない。この高槻市議会も、子ども会議もやっとならなうでしょう。子どもたちをここに入れて、やって、市長も答えたわけですよ。これ、子どもが聞いたらどう思いますか。これ、何が開かれた高槻市議会やと思いますよ。片や一生懸命いろんな形で改革をやってるわけですよ。

ところが、定数という大きな議員みずからの生命にかかわる問題について、真摯に討議できない。答弁をまともにつくれない。これは非常におかしいことです。

私はもうこれ以上言いません。私は、それらの今おっしゃられた提案理由の中身については、全くナンセンスだと思う。ただ、市民の声からして2名減というのは、私は賛成で思っております。と同時に、私は、報酬の削減もありきやと。同時並行すべきやと。2名減らして、6%の報酬削減という形なら、私は賛成をしたいというふうに思って、意見を終わります。

#### No.160 平井和樹議員

議員提出議案第1号 高槻市議会議員定数条例中一部改正について質疑を行わせていただきます。

まず、当会派の議案に対する立場を示しておきたいと思っております。今回の高槻市議会議員定数条例の改正につきましては、政治の原点として重要な、何をやるかという点において、当会派が一貫して主張し続けた方向性に一致しており、定数削減に対する根拠や削減する数に相違があるものの、今まで動かなかった課題、改革が一步前進したこと自体は異論があるものではなく、今回条例提案に至る過程については、異論があります。定数削減には、基本的には賛成との立場を冒頭申し上げます。

当会派の議員定数削減の根拠、目的は2点ございます。1点目は、現行の二元代表制から、民意がより予算案等に反映するための新しい地方議会をつくり上げていくために、補佐機関としての議会事務局を含めて総合的かつ包括的に改革を行うということであり、その地方議会改革を行うためには、現実に予算措置も必要となってくることから、その財源を捻出するために議員定数削減を実施しようとするものであります。2点目は、歳入減少や社会情勢に影響される社会保障費の増加や、今後予定されている大規模事業などによる財政負担の増大など、議会においても財政の効率化、緊縮化ということも必要ではないかと考えており、昨今の議員に対して厳しい世論、市民感情の高まりも含め、こういった現状に対して真摯に受けとめるためにも、高槻市議会の議会改革に対する姿勢を市民に明快に示すことが重要であると考えます。しかし、一方で根拠なき削減になってしまえば、市民の代表として担うべき監視機能、立法機能がおろそかになり、本末転倒になってしまいます。この点については、1点目で申し上げたとおりの議会主体の改革により担保されると信ずるものであります。ただいま、2点の理由からご説明させていただいたとおりが当会派の議員定数削減に対する基本的な考え方であり、

では、質疑に入らせていただきます。平成23年8月、議会を活性化し市民に開かれた議会を目指すことを目的とし、高槻市議会の今後のあり方について検討するために、議会あり方検討会が発足し、全会派から選出された委員に無所属の代表者1名を加えて、2年間22回にもわたり、さまざまな論点から議論、意見交換がなされ、私もあり方検討会の委員として参加をさせていただきました。そして、平成25年3月に、構成する委員全員

の意見を一定尊重した形で最終報告がまとめられ、座長でもあり今回の提案者である灰垣議員から議長に答申されました。その最終報告では、意見の一致を見た項目については、実施に向けて早急に対応されることを要望する。また、合意の結論を得られなかった項目については、今後の動向を見ながら必要に応じて協議の場を設けるべきであると記述されています。しかし、協議の場を設けるということにもかかわらず、最終報告から今日に至るまで、今回の条例提案の合意に向けての協議や議論の場が持たれた形跡は一切ありません。こういった過程を経ず、突如として議員提案されたわけですが、これまでの経過について明確な答弁を求めます。

また、議会あり方検討会は議長の諮問を受け、議長に最終報告を答申されていますが、議長はこの課題についてはどのような見解を持ち、この経過についてどのような考えであったのか、昨今の議会あり方検討会の座長を務められていた提案者に答弁を求めます。

次に、内容については、削減すべきだという意見が多い中で、具体的な人数についてはさまざまな意見がありましたが、今回提案された削減2名の根拠について、これも明確な答弁を求めます。

以上でございます。

#### No.161 灰垣和美議員

冒頭に、私の答弁が非常に不親切であるというようなお話が幾つかありましたけれども、当然意見が一致する見込みのないことに対しましては、考え方の違いはございます。そういったことに対して議論する場ではないというふうに私は考えておまして、申しわけない、ちょっと失礼失礼……（発言する者多し）失礼しました。そのことに対して、意見の不一致を見ることに関しましては、どうしても相違があるというふうに認識しております……（「これ議事録残してよ」と呼ぶ者あり）そして、熟議はされていないということですが、これだけ皆さんからご意見をいただいておりますということを考えたら、しっかりと熟議されているというふうに考えております。

それから、まず1問目ですが、経過に関しましては、先ほどから申し上げているとおりでございます。

それから、2問目のちょっと趣旨が私わかりにくかったんですが、議長がどのように思っているかということですか。答申された……（「議長に答申されて、その後」「議長、もう一回確認してあげて」と呼ぶ者あり）

#### No.162 議長（藤田頼）

休憩します。

〔午後 2時19分 休憩〕

〔午後 2時19分 再開〕

#### No.163 議長（藤田頼夫）

再開します。

#### No.164 灰垣和美議員

ちょっと議長と、答申して私に返ってきたときどういう考え方、ちょっと理解ができないもので、申しわけありません。

それから、2名削減に関しては、これも先ほどから申し上げているとおりでございます。以上です。

#### No.165 平井和樹議員

まず、経過については答弁いただきましたが、先ほどから各議員もおっしゃってるように、明確な答弁ではないように思われます。提案者は明確に答弁されているおつもりかもしれませんが、今この議論を聞かれた市民には、理解していただけないのではないのでしょうか。政治も含め組織体で一つの方向、結論を導くためには、その結論に導く過程において多様な意見を尊重し、意見の対立がある中でも協議の場を設け、さまざまな議論を交わし、合意形成を行う努力が必要であるのは言うまでもなく、政治の世界であるならなおさらのことではないかと考えます。そういった過程を経ても、全員が合意を得ない課題に対しては、議論のための議論を続けるのではなく、議論に終期を定め、最終的に多数決で決着をつける、これが大きな方向性を示す一つの政治の使命であると考えます。今行われていることは、数の理論で押し切る悪しき「決める政治」であり、高槻市議会に禍根を残すものであります。先ほども申し上げましたが、2年間あり方検討会で議論をし、最終報告がまとまってから丸1年が経過していますが、表だって協議の場が設置された形跡も、議論が交わされた形跡も明々白々ございません。議会あり方検討会には、必要に応じて協議の場を設けると明記されているにもかかわらずであります。こういった議会運営は、議会あり方検討会の市民に開かれた議会を目指すとの設置目的に、明らかに相反するものであり、条例提案に至る過程、条例内容の協議については不十分極まりないと指摘せざるを得ません。以上のことを踏まえ、改めて経過について丁寧な答弁を求めます。また、この過程について何ら問題がないとのご認識なのか、答弁を求めます。

また、昨年のあり方検討会の座長も務められ、今回提案者となられている灰垣議員に対して、今回の個人としての対応について確認をしておきたいと思えます。先月2月25日の議会運営委員会に、突如議員提案提出の意向を示されてから、その後の進捗等を伺った際などに、後輩議員だから君たちから聞きに来なさい、こちらから説明する義務はないといった趣旨の、横暴とも言える発言を当会派も含め他会派にもされたと伺っております。こういった対応には驚愕し、理解に苦しみます。提案者は、全議員に提案に至った過程、条例内容の趣旨について賛同いただけるよう、懇切丁寧に真摯な対応でなければならないと考えます。まして、議会あり方検討会では座長も務められ、検討会の最終報告は一部の



議員のものではなく、全議員でまとめ上げた高槻市議会の総意であるからと考えます。一方的では大変失礼ですので、弁明があれば答弁していただきたいと思います。

続いて、議会あり方検討会では、身を切る改革として、定数と同時に報酬の議論もなされてまいりました。当会派は、定数と報酬とセットで考えるべきだと申し上げてきました。その中でまず、報酬が先行されるべきと考えます。なぜなら、報酬は現職の議員が身を切るだけのことであって、定数削減の身を切る改革と意味合いが違うからであります。今は、定数と同時に議員報酬削減により、全議員が平等に議会改革に取り組む姿勢が必要であると考えます。しかしながら、今回は議員定数を優先して条例提案されたわけです。その理由についての答弁を求めます。また、提案者が所属されている会派、政党は、前回の統一地方選挙におきまして、報酬削減を訴えておられました。削減についてはどのようにお考えになられているのか、明確な答弁を求めます。

続いて、削減に対する2名の根拠をお伺いいたしました。議会あり方検討会の最終報告に記述されている文章や、他の議員への答弁、我々の答弁から解釈、推測すると、1点目に、市民1万人に1人が妥当であるとの検討会での意見。2点目は、中核市、同規模他市との比較。3点目は、議会改革の姿勢を真摯に示すため。以上3点が主だった理由であると思われまます。では、その根拠を検証したいと思います。1点目の1万人に1人が妥当というのであれば、人口規模に比例して議員数が増減されると解釈できます。となれば、3点目の、議会改革に対する姿勢を見せるために定数を削減するという根拠と矛盾する可能性があります。また、中核市、同規模他市と比較考慮するというのは、検討会で資料にもありましたように、5,000人に議員1人や、8,000人に1人、または2万人に議員1人とあるように、他市と比較することは、根拠としてはそもそも曖昧であります。また、平成23年地方自治法改正により、議員定数の法定上限が撤廃され、地方議会の議員定数は、それぞれの自治体において条例により自由度が高まったことなどにより、今後の根拠としてはより曖昧なものになります。つまり、根拠があるようでないのが現状ではないでしょうか。今回の2名の根拠があるとしたら、3点目の、議会改革に対する姿勢を真摯に見せるための部分ではないでしょうか。この私の見解に対しての答弁を求めます。

また、先ほど民意反映度についての質疑がありましたが、提案者は、36名か、34名がふさわしいのか客観的に根拠はないと答弁されておりました。当然ながら一定の議員数は確保しなければなりません。客観的根拠がないと言うのであれば、議員数が4分の1になろうが、2分の1になろうが、問題がないとのご認識なのではないでしょうか。

以上、答弁を求めます。

#### **No.166 灰垣和美議員**

すいません。ちょっと長いご質問でしたので、ちょっと途中抜けてるかもしれません。

まず最初、経過ですね。丁寧なということですので、実質全議員が参加して2年間20数回にわたって真摯に、このあり方検討会の中で協議をしてまいりました。その結果の

中で、最終的には削減すべきという多数の意見を尊重して、所定の手続のもと今回の提案に至りました。

それから、2番目に関しては、今お答えすることではないかなと思っております。

3番目、すいません、政党、4番目になるのかな。政党に関してのご質問には今お答えするときではないと思っております。

それから、2名減に関しましては、あくまでも参考にしております。36名が半減、これは明らかに、皆さんのおっしゃる監視機能というのが低下するかなというふうに考えております。ちょっと抜けてたらもう一度。

#### **No.167 中浜実議員**

はい、答弁。平井議員等々の質問者に対して答弁を補足させていただきます……（「担当者が言わな」と呼ぶ者あり、その他発言する者多し）

#### **No.168 議長（藤田頼夫）**

休憩します。

〔午後 2時29分 休憩〕

〔午後 2時29分 再開〕

#### **No.169 議長（藤田頼夫）**

再開します。

#### **No.170 中浜実議員**

共同提案者の1人の議員として、灰垣議員の答弁に補足します。今、議員の皆さん方からわかりにくいんじゃないかという意見が多数ありますので、傍聴者の皆さんもおられまずし、補足をさせていただきたいと思います。

1つは、定数削減の2名の根拠のことは、何人も質問されてます。そのときにも、久保隆夫議員の質疑にもありましたように、数字の根拠というのは、基本的にはないんですね、という判断です。やはり、1人がいいんか、2人がいいんか、3人がいいんか、4人がいいんか、やっぱり提案者で協議もしました。その中で、まず1つは、高槻市がこの間行財政改革をしてきた、職員の皆様にもいろいろ協力いただいた、市民の皆さんにも協力いただいた、そういう行財政改革の経過の中で、議員として何かやるべきことがあるんじゃないかというのが1つです。それともう1つは、高槻市の人口の動向も見ました。府下市内の定数削減が進んでいるさまざまな状況も見た。そして、中核市の状況も総合的に判断させていただいて、2名なら市民の皆さん方にも一定の理解が得られるんじゃないかという一定の決断のもとで、この2名の削減に提案をさしてもらいました。灰垣議員が答弁されてますように、検討会の論議というのは、あくまで論議経過の中で多数の人が削減を言って

いただいているという、そういう論議経過の中で、やはり一定の政治的決断をしっかりと議会としても示すべきやろうということで、私たちもこの2名提案に賛同したわけでございます。

それと、2つ目、唐突じゃないかと。急に出てきたことやないかということもしきりにおっしゃいます。実はそうじゃないですね。もう半年から9か月前からずっと、この議員提案としてこの論議は大変意見が分かれるところやと。確かに意見があって不思議じゃないです。そら、ほんとに反対される意見の人もよくわかります。ほんとに市民の少数意見が反映されないんじゃないかという意見をしっかり持つておられることもあります。それも正しい論議です。そういういろんな論議がある中で、9月の会派代表者会議で皆さん方に、この3月議会で決着しましょうということをお願いしてました。だから、そういう意味では、この3月議会に向けていろんな形で会派間、議員間同士で話し合いをしてきたと、私は見ております。そういう中で、ほんとに、何か今初めて出てきたような論議をされるということは、私は心外です。やっぱりそういう中で、真摯に受けとめてこういう論議に参加したことは事実です。だから、2回あったと思います。2回とも、3月にやるということは、藤田議長が言明されております。これは唐突に提案することは余りにもいかんということで、十分に論議のできる場で保障していこうということでございます。あくまで、検討会というのは、私が議長のときに答申されたわけでございます。検討会というのは、全員が一致しないこと以外はしない場なんです。しかし、非常に重要だということで、議会としての姿勢を示すという意味でこれはもう議員提案しかないという判断で、この定数問題は決着つけるんだということで進めてきたことがあるわけですし、全く無視したわけではございません。ほんとに、この討論、非常に重要な討論ですし、やっぱりしっかりやるのが大事だと思いますけど、ただ最後にもう1つだけ申し述べたいのは、灰垣議員は5人を代表して答弁されてますので、個人のいろんなことを指摘されるということは、私は灰垣議員も答える必要はないと思いますし、5人を代表して共通のことだけ答えていただけたら結構だと思っておりますので、以上申し上げまして、私、答弁させていただきます。

以上。

#### **No.171 平井和樹議員**

まず、経過については、1問目、2問目でもお伺いさせていただき、各議員から質疑も出ており、堂々巡りの議論になるかと思っておりますので、今後の議会運営について苦言を呈しておきたいと思っております。

まず、「決める政治」の解釈を間違わないでいただきたいと思っております。全ての事柄に対して議員であっても、市民であっても、さまざまな主義主張、考えがあり、個人の価値観は全て尊重されるべきであると考えます。その前提として、他者を排除、批判しないことが挙げられます。しかしながら、政治においては、時には他者を排除、批判していかなければならないこともあります。しかし、その前提として、2問目で申し上げたとおり、多様

な意見を尊重し、意見の対立がある中でも協議の場を設け、さまざまな議論を交わし、合意形成を行う努力をしなければなりません。そういった過程を経ても決めることができない場合にのみ、数の論理は許されるべきであると考えます。なぜなら、民主主義は多数決の理論が根底にあるからであります。しかしながら、今回はこの過程がすっぽりと抜け落ちているため批判されているわけであります。このことは、先ほど申し上げたとおり、他者を排除、批判したがゆえに起こっていることでもあります。今後、多種多様な意見が反映されるべく、高槻市議会を目指されるのであれば、今後はこのような議会運営をなさらないでいただきたいと切に願うばかりであります。このことについてのご意見を提案者に答弁を求めます。

続いて、身を切る改革、定数と報酬についてと、削減の根拠等についてお伺いいたしました。こういった議論をするために協議の場が必要であったとつくづく感じます。なぜなら、質問は3回しかできないことから、詳細、具体的な議論をするにも限界があります。また、この場で議論をしても、提案者、賛同者の、よくも悪くもかたい意思があれば、採決になってしまい、現実的には本条例が基本となり、議論が進められてしまうからであります。当会派は冒頭にも申し上げましたが、今回の条例改正の内容については、基本的には方向性を共有してる立場であります。議論の余地は残っています。本条例については、勇気ある撤退をし、審議をし直すべきと考えますが、提案者に答弁を求めます。

以上でございます。

#### **No.172 灰垣和美議員**

議会運営に関しては、また議会運営委員会等で進めていかれると思います。

撤回するつもりがあつて提案するという事は、あり得ないというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

#### **No.173 野々上愛議員**

私のほうからも、この議員提出議案1号議案に対しての質問をさせていただきます。

午前中から質疑が続いております、今回、灰垣和美議員初め5名の共同提案で、この議員定数2名を減じる条例案が提案されているわけなんですけれども、提案者の提案理由説明にもありましたし、そして先ほど来の各議員の質疑の中でもありました。私たちが今期の構成している議会の中で、やはり2011年から2年間にわたって議論をした、議会あり方検討会で合意に至ったもの、そうでなかったものもありますけれども、この高槻市議会全体を上げて議論してきたその経過を尊重しつつ、そしてこの問題というのは議論をしていかななくてはならないというふうに考えています。このあり方検討会、もちろん議員の皆さんは参加、コミットされておりましたので言うまでもありませんが、改めて確認せざるを得ないような状況できょうの議論が進められているというふうに思います。

あり方検討会、まずはその設置として、市民に開かれた議会を目指す、そのことを各議

員、各党派、基本的な考え方も含め乗り越えた上での共通認識として議論が積み重ねてこられたというふうに思います。検討項目には、さまざまな項目が盛り込まれましたけれども、議会の見える化等、全会一致をしたものから取り組みが進められる、また中間報告については、市民の皆さんに公開の場で報告をさしていただくような、これまでにない高槻市議会での取り組みが積み重ねられてきたことも事実であります。そういった経過の中から、今回、2年目のあり方検討会で座長を務められた灰垣和美議員が筆頭となって、この議員定数の削減案が出されたということに対してのプロセスについて、私は大きく質問を重ねさせていただきたいというふうに思います。

議員定数に対する考え方というのは、各党派、各党派、ほんとにさまざまありますし、提案者から根拠がないというようなことも答弁をされております。しかし、提案されるわけですから、その数字に関しては、やはりどういった経過で、どういった議論が積み重ねられたかを、やはりこの議会の場で明らかにしていただく必要があるかというふうに思います。そういった意味からは、特に責任のある立場で座長として取りまとめられてきたわけですから、明確にお答えいただきたいのが、議会あり方検討会最終報告書提出以降、今回の条例案を提出するまでに当たっての、この2名削減という案が提案されるに至った経過を、いま一度ここで明確にお示しいただきたいというふうに思います。

加えてお尋ねしたいのが、先ほどからも申し上げておりますけれども、あり方検討会では全会一致となった項目から優先的に取り組みを進めていきまして、意見が分かれたものについては改めて協議の場を設ける、そういったことが最終報告書には盛り込まれておるわけです。合意の結論を得られなかった項目については、今後の動向を見ながら必要に応じて協議の場を設けるべきである、こう明記されております。先ほどの答弁の中では、この協議の場が本会議というような旨の発言もされていたかというふうに思います。一方で今、共同提案者からは、この半年、この9か月というようなことで、協議があったというふうにも答弁がなされております。私は、やはり民主主義の根幹にかかわる議員定数の問題です。その数字もさることながら、どこで、誰が、どういった権限で、どういった責任でこの議論をまとめ上げてきたかというのを、この本会議場の場でしっかりと明確にさせていただきたいというふうに思います。そういった点からは、1点には、今回の条例の提案するに至った経過と、そしてこの協議の場についての見解ということで、2点を明快にご答弁をいただきたいというふうに思います。

#### **No.174 灰垣和美議員**

まず、2名削減に関してですが、これまで申し上げたとおりですというわけにはいかないのかなということで、ちょっと私が参考にした資料だけを説明させていただきます。例えば、中核市で、大阪府下、枚方市が40万6,000の人口に対して32名、豊中市が39万に対して36名、東大阪市が50万7,000に対して42名。中核市で大阪府下以外でも、富山市では42万に対して40人、福山市が47万に対して40人、大分市が47



万 5,000 に対して 44 人。片や、中核市の中でも青森市などは 30 万に対して 35 人、いわき市などは 33 万に対して 37 人と。人口比 1 万人という一つの基準になっておった、先ほど言ったとおりですが、それらを比較すると上下があると。こういったことを一つの参考。それから、最初のほうに申しましたけれども、この数年間の他市の動向。例えば、この 4 年間、12 市が定数の見直しをされてます。四条畷が一举に 4 人ですね。ほかに、二名。北摂でいけば箕面市が 2 名、茨木市が 2 名、摂津市が 1 名、島本町が 2 名とこういったようなのを参考にして、2 名というのを決定したわけです。

それから、協議の場ということも、先ほどからご答弁申し上げておりますけれども、全会一致を見ることが出来る可能性のあるものに関しては、どこまで努力すべきだろうと私も思いますが、そういう可能性がないとなると、先ほどこちらからもご答弁いただいたように、議員提出議案として提案するしかない。そういう意味では、ここが協議の場となろうかと思っております。

以上です。

#### No.175 野々上愛議員

ご答弁いただきましてありがとうございます。

2 名の削減の根拠ということに関しましては、もちろん提案者ですから明快にその意図というのはご説明いただかなければいけないと思うんですけども、私自身もやはりこの議会の定数のあり方というのは昨今の動向でありますとか、また他市の状況、なかなか定量的には言えない側面もあるというふうに思います。しかしながら、高槻市議会ではこの間全議員が参加して検討会を積み重ねてきたという、その経過をやはり尊重しなくてはならないというふうに思います。今ご答弁いただきました中で、全会一致の可能性のないものは、というふうに断言をなされました。しかし、ここ議会、議場というのは、何も多数決で、数で物事を決めていくばかりの場ではなく、議論を深め、歩み寄ることだってしていかなくてはならないという場所だというふうに思います。そういった意味からは、今期の前半に設置された議会あり方検討会というのは、各議員がそれなりに時間もかけ、熟議を重ねてきたということであって、さらにその検討、合意の結果を得られなかった項目については、協議の場を設けるべきであるというふうに、非常に丁寧な民主主義のプロセス、高槻市議会としてこれは誇るべきプロセスだったというふうに思うんですが、そういったことを皆さんで、それぞれに折れながら議論を積み重ねていったわけなんです。ところが、今ご答弁いただきましたように、どうせ合意ができないから、協議の場というのはここ本会議場でいいじゃないかというのは、余りにも横暴だというふうに思います。この合意の結論を得られなかった項目以外にも、合意を得られた項目でまだ取り組み途上のものもたくさんありますし、合意を得られたはずなのに曖昧になってしまっている、例えばグリーン車の問題なんかもあります。私たちは、どういった課題であれ、あり方検討会で議員みずからそこに提案してきた課題というのは、真摯に議論を進めるべきでありますし、そ

ここで100%自分の意見、自分の会派の意見が通らなかったものとしても、全会一致で進めると決めたものに関しては責任を持って進めていかななくてはならないというふうに思います。そういったこととのバランスにおいて、今回この定数条例についてはまだまだ議論が割れる、そういうことがわかっているものですから、本会議場で提案するというのは、本当に乱暴としか言えません。

今ご答弁をいただきましたのは、この提案代表者の灰垣和美議員ですが、改めて、ここに名を連ねておられる岡 糸恵議員、久保 隆議員、中浜 実議員、角 芳春議員もこの合意の結論を得られなかった項目についての協議の場というのは、果たして本会議と思われるのか、その点は明確にさせていただきたいと思います。きょうのこの本会議の審議をめぐっても、これは事前の議運で扱われましたけれども、即決案件として提案されるということになっていますけれども、これは協議の場、動向を見ながら必要に応じたというのではなく、先ほど答弁者がおっしゃったように、決まらないんだから強引に本会議場で多少時間がかかっても決めてやれという、私は数の横暴、民主主義のはき違えにしか思えないというふうに主張せざるを得ません。

議員定数、これは私たち議員だけのものではないことは、先ほど来質問者の皆さんもおっしゃっております。そして、この議員定数の問題については、簡単に市民意見を聞くというようなことではないというふうに思いますが、昨今の議会改革、そして何より私たち高槻市議会が、市民に開かれた議会を目指すという前提の上に議会改革、あり方の検討を進めてきたという前提をないがしろにして、市民を置き去りにして、そして即決案件として扱っていくことには、大きな違和感が残る旨を申し上げます。

議員の定数、議員の報酬は、その時々に応じて、私は柔軟に対応していくべきかと思いますが、そのプロセスにおいて今回は余りにも未熟、余りにも急ぎ過ぎていると思います。このことに関する見解を改めて求めます。

#### **No.176 灰垣和美議員**

今回に至りました経過は、先ほどから申し上げたとおりでございますけれども、どうせ決まらないから本会議場でいいんじゃないかと、こういう気持ちではございません。数の横暴でということも考えておりません。ここでしっかりと熟議をして、議論をして、審議をして出た結論が最終だと思っております。我々も、同意をいただいた方たちとともに、重い決断をさせていただいたつもりでおります。

以上です。

#### **No.177 中浜実議員**

誤解を与えたらあかんでね。やっぱり間違った、誤解を与えることだけ払拭さしてもらいたいと思います。

僕は言いたいのは、あり方検討会から答申を受けたわけですね。そのときの、僕今正確

な資料を持ちませんが、検討課題が、いわゆるグリーン車の問題と議会基本条例の問題、それからインターネット配信、日章旗の問題とか、それともう1つは議員定数の問題とかがちょっと残ってたんです。合意された3つについては、それぞれ適切な判断を会派代表者会議でされたと思うんですね。グリーン車問題も決着つきました。それから、議会基本条例についてもこの方向で行こうと、次の新しい、新議員が出たときに論議しようとか、そういうさまざまな、インターネット配信はことし調査費をつくりましたね。そういう形で一定の皆さん方と協議をされてきた。日章旗の問題、もう言いたくなかったんですけど、これもここの代表者会議で論議をされたわけです。それから、あわせて議会基本条例も、これは先ほど言った9月のときにみんなに、これは重要な議題やと。きょうの論議でもわかったように、私はちょうど議員定数削減後に入った唯一の議員なんですよ。せやから議員削減をされたときの経過が、大変長期間の論議になってたから、どっちみちこれは相当論議を呼ぶから、先に予告していこうということで、9月の代表者会議で、何回も申し上げてますように、皆さん方にお示しし、議員同士の協議をして3月に決着しようということになったと思うんで、それだけは間違いのない事実なので、何も一方的に、協議の場はここの場ではなく、ここの場の協議だけが全てでないということです。それ以前の前からできてますよということだけは、言うておきます。

#### No.178 野々上愛議員

共同提案者の方からもご答弁をいただきました。共同提案者間でも十分に合意が得られてないのではないかというふうに、最後の協議の場については感じざるを得ません。

さまざまな意見があるのはもう大前提でもちろん来てるわけですし、あり方検討会も本当に大変な中で論議を積み重ねてきました。私も1年間委員を務めさせていただきました。しかし、今ここでいろいろなキーワード出てきました。代表者会議ですとか、また会派間の調整ですとか、そういったことで進められていくのも事実です。一方で、私たちはこの定数削減問題という議会の根幹にかかわる問題について、どのように結果が出るかというのと同じぐらい重要な問題として、どういった経過で、誰がどういった判断をして、また歩み寄りもあるかもしれません。本来の意見が通らない人もいるかもしれません。しかし、そういったことも全て明らかにした上で、この議論というのは進めていかななくてはならないというふうに考えているんです。

代表者会議というキーワードがございました。これは秘密会議です。その構成に関しても、議会のあり方の中で揺れ動いています。議会の中で重い会議であることも事実ではありますが、一方で市民の皆さんからは見えない、そういったところの協議だけをもって、私はこの最終答申案の中の協議の場というふうには認めるわけにはいきません……（「自分ところの代表にちゃんとはっきり話しせえ。代表まとめ」と呼ぶ者あり）この定数削減の条例案につきましては、そういった形で今回改めてオープンな場で議論ができるようになったわけですから、その数の趨勢については私も柔軟に議論を皆さんと、そして何よりも

市民の皆さんも交えて行っていききたいというふうに思っておりますけれども、余りにも提案者間の調整も進んでいない、そして市民の皆さんにとっては今回が初めての様な状況である、そして私たち議員の意見もこれだけ多く噴出する様な中で、到底きょう決していくことは不可能だというふうに思います。提案者の取り下げ、かなわないのであれば、しかるべき特別の検討機関を設置して、そして、継続してこの条例案について審議をしていくことを意見として申し上げまして、私の質疑を終わります。

以上です。

#### **No.179 議長（藤田頼夫）**

ここで、3時15分まで休憩します。

〔午後 2時53分 休憩〕

〔午後 3時15分 再開〕

#### **No.180 議長（藤田頼夫）**

再開します。

#### **No.181 中村玲子議員**

まず最初に、ちょっと火の粉を払わしていただきたいと思います。

先ほど、宮本雄一郎議員に対しての灰垣議員の答弁なんですが、その中で、できもしない公約、耳ざわりのいい公約云々ということがありました。我が党は、日本共産党高槻市会議員団は、そんな公約を掲げたことはありません。これは、灰垣議員がおっしゃったから、私は防衛のために言わしていただいておりますので。確かに、掲げた公約の中で2つできなかったことはあります。それは、水道料金の再値下げですね。それと、会派視察費1人20万円年間出ているものを廃止するという、これは他の予算でも行けますので、わざわざ2つもする必要はないということで廃止を掲げました。ただ、これは実現しておりません。議員の報酬削減も実行すると公約をしました。これについては、私ども日本共産党高槻市会議員団は、当選してからずっと毎月1割6万6,000円を供託してきました。今もなお供託をしております。みずから努力してできることはやっております。そういう点では、私どもは先ほどの灰垣議員の答弁、できもしない公約、耳ざわりのいいことというのは、その発言だけは取り消していただきたいと思います。まずそれが1点。

それから、確かに定数削減の条例というのは、一定の賛同者がいれば誰でも、いつでも提案をすることができます。先ほどそういう議論も出ました。ただし、提案者は今回の提案理由の中で、あり方検討会におきましてと、あり方検討会の議論をその提案理由の一つに掲げられております。だからこそ皆さん、あり方検討会の問題を持ち出されるんです。これがなければ、そのことはなかったはずだと思います。私は、協議の場をこの本会議場だというのは余りにも暴論だと思います。この場では協議にはなりません。そういう点で

は、ご本人はほんとにどう考えて、そうお答えになったのかお聞きしたいと思います。

それから、最初のほうの答弁では、もともと意見が違うのだから議論しても無駄である、議論する必要がないとお答えになりました。先ほどは、本会議場でしっかり議論していきたいというふうにもお答えになりました。私は、どちらが本心なのかはわかりません。しかし、本会議場で言った言葉は消せないんです。大変重みのある言葉なんです。これは議事録としてもずっと残ります。どちらが本当なのか。そして、私は最初の、意見が違うのだからという発言は、議会を否定するものだと思うんです。議会は、議論する場ではなかったのか、見解を伺います。

次に、議員の仕事、役割、これは市民の声を聞いて政策提言もあります。声を反映させるというのがあります。しかし、一番大事なものは、行政がやるその仕事について、監視機能、チェックすることだと思います。そのことが果たしてできているのか。そして、定数を削減してそれをできるのか。そのことがこの間ずっと議論になってきました。私は、高槻の市議会、定数を前回4人削減してから考えますと、その間中核市になりました。中核市になって2,000以上の事務事業がふえたんです。この間も地方分権という名のもとで、随分国や大阪府から仕事が回ってきています。そのチェックも大変です。そういう点では、私は定数削減というふうにはならないと思うんです。提案理由の中でも、地方分権の進展と権限移譲の拡大に伴い、地方自治体の役割が拡充されてるとあります。その点は一致するんだと思うんですね。ただ、それを聞いたら、私は議員を削減するという答えは出てこないと思うんです。この間、事業がふえている、そしてことしから来年にかけても、介護保険や子ども・子育て新制度などでどんどん地方自治体に仕事がおりにくる、その中で議員を削減するというのは、私は問題があると思うんですが、仕事がふえている中での議員削減についてどうお考えなのか、お聞きをしたいと思います。

それともう1つは、行政がいろんなことをする場合、計画をつくり、そして市民にパブリックコメントをします。市民の意見を聞いて、計画に盛り込むべきものは盛り込み、そして正式な計画にされていきます。もっと大事なときには、市民の意見を聞くために説明会もされます。今回、なぜ定数削減に至る前に市民の皆さんに説明をされなかったのか。少なくともいろんな自治体では、アンケート調査もされています。そういう点で、市民の意見をお聞きになるべきではなかったのかと思います。ただ、この間灰垣議員は市民の意見を聞いてるとおっしゃいました。私どもも聞いています。いろんな意見の方がいらっしゃるということもわかります。それを高槻市民全体の総意として出すためには、全体でアンケートなどをする必要があったと思います。少なくとも、パブリックコメントはされるべきだったと思いますが、なぜされなかったのか、お聞きをしたいと思います。

それから、突然の提案ではないという答弁もありました。確かに昨年、会派代表者会議で定数を削減する、そのことを議員で議論していきたいということはおっしゃいました。そして、その次には複数人数削減するということをおっしゃいました。しかし、会派代表者会議というのは、会派代表者だけの会議であって、しかも他の市議員にも開かれてい



ません。議員が傍聴することすら許されていない会議です。まして、市民がそれを知ることにはできません。そして、もう1つ大事なことは、私は人数を削減するという報告は受けました。しかし、その議論の中には入れてもらっていません。というか入っていません。こういう点のはっきりしとかなければいけないのではないかなと思います。先ほどの発言の取り消しを含めて、お答えいただけますでしょうか。

#### **No.182 灰垣和美議員**

私の発言の中に、全体的な話をさせていただいたつもりでございましたが、そのように捉えられなかったことに関しては、撤回させていただきます。

それから、1問目、昨年の代表者会議、無所属会派の方も入っていただいて2度ほど協議がされた。これを協議と言うのか、言わないのかはともかくとして、話し合いがなされました。最終の協議の場というのが、この議場であろうというふうには私は思っております。特に、意見が違うから突然というつもりではございません。非常に重みのある議案であるということも心得た上で、提案をさせていただいております。

それから、減らして監視機能が低下するだろうと、数だけでそういうの捉えられない、数が減れば監視機能が低下するといった、権限移譲がなされてる、仕事が多くなったのに議員が減ると、というお話だと思うんですが、先ほどちょっとご紹介をさせていただきました、行政側も平成11年に405名削減をされてます。17年には384名を削減されて、一人一人しっかりそれまで仕事してないということじゃないんですが、しっかりと仕事を改めて取り組まれた結果これまでも順調に行政が行われているということを考え、そういうことを踏まえると、我々も覚悟を見せる必要があるかということも踏まえて、今回提案をさせていただきました。

それから、パブリックコメントをとるべきじゃないかということですが、我々はこの条例改正という性質上、必要がないかなというふうに考えております。

それから、突然代表者会議をやったけれども……（発言する者あり）

#### **No.183 議長（藤田頼夫）**

静かにしてください。

#### **No.184 灰垣和美議員**

代表者会議が行われた、これは先ほど言いましたように、無所属会派も入ったというふうに記憶しております。

そして、突然ということでは、そういう意味ではないのかなと。そして最終的な協議の場がこの本会議場であると、こういうふうに考えております。抜けておりますか。

#### **No.185 中村玲子議員**

ほんとに取り消していただいて、不用意な発言には気をつけていただきたいと思います。

それから、協議の場ということをおっしゃっていました、会派代表者会議が。ただ、私は、報告は確かに項目に入っておりました、議員定数削減と。ただ、そのときにそれだけであって、意見を聞かれもしませんでしたし、協議もしておりませんでした。それは、無所属議員は入っておりませんでした。会派代表者会議ですから、無所属議員が入って議論したのは、この間異例でやられた議場に国旗を掲揚するということだけです。これまでは、灰垣議員がおっしゃった協議を2回したというのは、私はそれに当たらないと思うんですね。会派代表者会議では、報告のみで意見も聞かれませんでしたし、他の方の会派代表者の方の意見交換もありませんでした。そこは誤解をなさないで、協議はしておりません。そこは認めていただきたいと思います。事実ですから。だから私は、協議の場というのもここだけというのも、私はほんとにあり方検討会をされて、最終報告で合意を見ないものについては改めて協議をすると書かれた限りは、やはりそれはしなければいけない問題であろうと思います。それについてお答えください。

それから、しっかり審議したいとおっしゃいました。ほんとにそれが最初からそういうふうに言っていただいて、再三賛成をされている議員の方からもありましたように、真摯にやっぱり向き合っていただければ、もっと最初からかみ合った議論ができたのではないかなとも思います。ただ、議会というものを否定されるような発言というのは、やっぱりされるべきではなかったと思います。二元代表制ですから、それを否定してしまえば、私たち自身のほんとに自殺行為だと思います。議会制民主主義を否定するような問題にも発展すると思いますので、そこはぜひ修正していただきたいと思います。

それから、議員の監視機能という点では、新たな法律がつくられ、それがこの間随分あります。子ども・子育て新制度にしても、制度ががらっと変わります。介護保険の要支援1、2の方についての考え方もがらっと変わり、そのほとんどの部分を市町村が担わなければいけないということは、私たち議員もそのことをしっかり勉強して、それが市民の利益になるのか、不利益になるのか、そのことも含めてこの議場で議論し、なおかつ国に対しても物を言っていかなければいけない、そういう立場だと思うんですね。その機能が、私はやっぱり減っていくんだと、減少するというふうに思います。それについて、今後さらに仕事量がふえることについてどうお考えなのか、もう一度お答えいただきたいと思います。

それと、先ほど会派代表者会議は言いましたので、議論をしてないということは、事実を認めていただきたいと思います。

以上です。

#### **No.186 灰垣和美議員**

会派代表者会議には、無所属会派の方は入ってらっしゃらなかったということですね。そういった意味では協議ができてないと、こういうことですね。協議という形を、先ほど

そういう場合は秘密裏だというようなお話もありましたけれども、午前中にも申し上げましたが、この場合は傍聴の方もいらっしゃいます。議事録もしっかりとられます。それをもって私は、最終の協議の場というふうに捉えております。

それから、議員が権限移譲等が、仕事量がふえる、監視能力が低下する、それだけ議員が力をつけなくちゃいけない、そういう立場であると、これはごもっともでございます。そういう意味では、おっしゃるとおりでございますが、人数が減ること、端的に数字だけを見るとおっしゃるとおりだと思いますが、それに見合った議員の質を向上していく、議員力を高めるというこれをもって、そのことが払拭できるというふうに私たちは考えております。

以上です。

#### No.187 中村玲子議員

先ほどちょっと反論するのを忘れてましたが、灰垣議員が答弁の中で、職員を随分減らしてきたということをおっしゃいました。ただ私は、きちんと覚えてませんが、平成23年に比べて平成24年は、福祉部門では56人、人をふやしています。今年度は、福祉部門で17人だったと思います、ふやしています。中学校給食も始まりますので、教育でも10数名ふやしています。総務では7名と、たしか8名だったかな、この2年間で15人ほど減らしていると、資料ちょっと持ってきてないので、そういう数字だったと思います。何が言いたいかと言いますと、この一、二年、新年度もそうなんですけど、福祉部門でそれだけ人をふやさなければいけないほど、仕事量がふえてるということなんです。そういう点では、以前は減らされたかもしれませんが、だけど、このところはふえてるし、来年もふえるんです。それは、高槻市が新たな事業をするから、展開するからということもあります。そして、その後にはやっぱり先ほども言いましたが、介護保険の要支援1、2の問題、それから子ども・子育て新制度、そういうものでどんどん高槻市に仕事があるから人をふやなければいけない、そういう事業がふえるんです。一概に、昔、以前人を減らしたからということで、今をはかれはしません。それだけは申しておきます。だからこそ、私は事業量がふえるし、仕事があるということでは、議員をこれ以上削減するというやり方は問題だと思います。

午前中からの議論の中で、2名の削減の根拠というのはないんだと、適切な議員定数というのは何人なのか、その根拠はないとおっしゃいました。そういう議論もありました。ただ、3年前までは地方自治法で地方自治体の議員の法定定数、それを決めておりました。それは、昭和22年ですか地方自治法ができてから、そのときから法定定数というのはありました。3年前までですね。それは何によって決めてたかといいますと、人口なんですよ。唯一人口によってそれを決めてました。そういうことも含めて、私は、考えなければいけないなと思います。それと、高槻市でいいますと、面積も広いです。そして、商業都市ではなく、いろんなことがあります。農業もやっておられる方がいますし、林業、山

で生計を立てておられるそういう方もいますし、漁業組合もありますし、それからサラリーマンの方もいらっしゃいますし、いろんな状況の方がいらっしゃいます。お商売をされてる方もいらっしゃいます。そういういろんな状況の中で私たちは施策を展開する、その声を聞いていかなければいけないんだと思うんですね。そういう点でも、私は、これ以上定数を削減することには反対です。むしろ、同じ効果があるのなら、私は報酬を削減されるほうが合理的だと思うんです。議席というのは、市民の議席でもあります。身を切る、痛みを伴う改革とおっしゃるのなら、議員の報酬を削減する、それこそが議員が痛みを伴うものであると考えます。議員の定数を削減するというのは、市民の権限を狭めることにしなければならないと申し上げて、私の質問を終わります。

以上です。

#### **No.188 二木洋子議員**

私のほうからも質問をさせていただきます。

私は、議員定数の削減問題を考えるに当たって、やはり基本的に押さえておかなければならないことがあると思います。二元代表制の日本ですけれども、議会としての役割は、1つの選挙で選ばれた首長の執行機関とは、議会は独立、対等の関係にあります。そして役割が2つあると思っています。1つは、自治体の重要事項を決定、議決する団体の意思決定機能と、執行機関を監視、評価する機能です。議会としてこのような機能を果たすためには、議員を何人にするか、今回は2名削減が出されているのですが、これは極めて重要な事項で、民主的手続きで決めていくべきだと考えています。あくまでも議員定数を考えるときには、議会としての機能を果たすためにこの数がふさわしいのかどうかを決めることです。

今回、午前中からいろいろ議論を聞いていたんですが、私は全くわからなくなりました。この提案理由です。冒頭に、条例提案についてご説明がありました、提案理由として。私が受けとめましたのは、3点書かれていたと思うんです。1つは、議会あり方検討会で議論を重ねて、その中では定数については削減すべきであろうという意見が多数であった、この最終報告は公開をされていて、市民に高槻市議会の決意を示しているということで、議員の多くは定数削減に賛成しているというのが、1つの理由かと思いました。2つ目の理由は、地方分権の進展と権限移譲の拡大に伴って、地方自治体の役割が拡充されるとともに、住民の代表機関であり、自治体の最終的な決定機関である議会の役割と責任が大きくなっています。ほんとにそうだと思います。その次です。このために、議員自身の質の向上に努め、議員一人一人が責任と役割を果たしていかなければなりません。次に、そのことを踏まえた上で、高槻市が長年取り組んできた行財政改革の取り組みの経緯等も鑑みと、こう続いていくのですが、私は2つ目の理由は、議員自身のさらなる質の向上に努めていく、そのために議員定数を削減するというふうに読んだんですけれども、違うのかどうか確認させてください。

3点目ですけれども、そのことも踏まえた上で行財政改革の取り組みの経緯等も鑑み、議員定数を2人削減し、34人とすると書かれているので、私の理解は、あり方検討会で定数削減の数が多かった、2つ目はさらに議員の質の向上が求められている、3つ目が行財政改革の経緯に鑑み、これが2名削減の根拠かと理解していたんです。ところが、先ほど来条例提案の賛同議員の方からのご説明、ご答弁とかも聞いておりますと、これは議会あり方検討会の結論とは切り離しているとか、違うとかいうご答弁があるんですね。答弁じゃないというのならあれですけども、答弁って言われましたよ、さっきは。質問に対する答弁ができるからって答弁と言われたんですけど。一体、皆さん朝からずっとあり方検討会の最終報告には、前文で高らかに最終報告について、意見の一致を見た項目については実施に向けて早急に対応されることを要望する。また合意の結論を得られなかった項目については、今後の動向を見ながら必要に応じて協議の場を設けると、前文に高らかに書いてあるんですよ。だから、このことには一つも今回の提案理由の中には触れずに、多数だったと提案されることに対して、あり方検討会の最終答申の前文の大事な理念を無視してるんじゃないですかっていうご質問が多かったと思うんですね。その提案理由が一体何なのか確定しないと、これ、議論できないというふうに思うんです。改めて、最後に確認させてください。提案理由が大きく3点あったというふうに私は整理したんですけど、提案者の方は、提案理由は何なのか、明確にご説明をいただきたいと思います。わかりやすくご説明ください。

2点目なんですけれども、最終報告書で協議の場を設けるべきであると書いてあったと。だから、この本会議が最終の協議の場であるというような形でのご答弁だと思うんですね。本会議というものは、どういう役割の場所かということも、私は非常に大事なことだと思ってまして。言葉の定義。私は、本会議というのは、自治体の意思決定をする一番重要な会議だと思ってます。高槻市議会のホームページの中にも定義が書いてます。説明ですよ。本会議は議案などを審議し、議会の最終的な意思を決めたり、一般質問や会派を代表して代表質問などを行います。また、委員会ですね、議案を専門的、能率的に審査するために開いています、設けていますと書いてあるんですけど、本会議とか委員会とか、それぞれ機能が違うんです。協議というのは、私も先ほど慌てて国語辞典を引いてみましたが、物事を相談して決めていくと、相談しながら決めていくというのが協議です。この本会議場というのは、出された議案を審議、審査して決定していくという非常に重要な場であって、これを協議の場と言ってしまっているのかどうか、これ非常に重要な本会議の定義、機能になりますから、皆さんは、ほんとに本会議場がこの協議の場というふうにお考えになっているのか、確認をしておきたいと思います。

3点目ですが、先ほど福井議員のほうからも、議員自身の質の向上に努め、議員一人一人が責任と役割を果たしていかなければならないということでご質問がございましたが、そのことを踏まえた上で、鑑みて減らしていくということですから、議員自身の質というものが一体どういうものなのか。何をもちその議員の質というふうに定義されるのか、



私にはよくわかりません。これから議会としての機能を果たしていくためには、議員一人一人が議員自身の質の向上に努めということですから、一体それ、どのようにしてやっていけばいいのか。議員自身の質とおっしゃるのはみずからがおっしゃってるんですよね、議員自身の質って。市民が評価してるんじゃないくて。それをちゃんと定義していただきたいというふうに思います。

最後、4点目だけを伺います。中村議員のほうから、市民のパブリックコメントを聞かないのかというふうに言われました。それに対して、条例改正なので必要は認められないというようなご答弁だと思うんですけど、市の施策では条例改正だとか、基本的な計画をつくる時には指針で必ずパブリックコメントをすることになっています。私は、議会提案の条例でも、原則パブリックコメントに重要なものはかけるべきだというふうに思っています。やむを得ずかけられない場合もあるにしても、それはそれなりにやはり議会として、個々の議員が聞くんじゃないくてですよ、意見を聞いて市民意見の反映をやっていた中で、条例改正という重い、人の権利を束縛するものですから、決めていくべきだと思うんですけども、改めて市のルールですよね、この議員定数削減という、市民の皆さんにとっては選ぶ議員、代表の数が制限されてしまうことについてパブリックコメントがなぜ必要でないのか、その理由も明確にお答えいただきたいと思います。

以上です。

#### **No.189 灰垣和美議員**

まず、1点目、議員は3つの理由があるとおっしゃいましたが、私が提案者としては2つです。1つは、あり方検討会を尊重した、これが大きな理由です。基本になっております。もう1つは、おっしゃった2つ、地方分権の進展云々と議員の質の向上に努める、そのことを踏まえた上で高槻が取り組んでる云々と鑑みと、これは一緒になっておりますし、高槻市行政、先ほど申しました11年、17年に職員の定数を減らした、それはそれでしっかりと行政運営に努めていると。そういうことを考えたときに我々の覚悟も必要であろうということで、提案をさせていただいたというふうに思っております。

それから、協議の場ということですが、定義で非常に重要だということでお使いになられたということでございますけれども、私どもとしては、この本会議場をもって協議の場というふうに捉えております。

それから、3つ目は、議員の質というのは、当然定義みたいな、これもないんでしょうが、市民の負託にしっかりとこたえていけるような、学び、行動し、努力をしていくといえますか、そういったことを積み重ねていき、質を上げていくことかなというふうに私たちは考えております。

それから、パブリックコメントに関しましては、議員の定数に関して、過去にこのパブリックコメントをとった事例もないというふうに、私はお聞きしておりますが、選挙をもってそれがパブリックコメントイコールじゃないかなというふうに、私は考えております。

以上です。

#### No.190 二木洋子議員

提案理由は2つだということですね、理由は、ですね。議会あり方検討会の答申を尊重しているということと、それと、行財政改革でいいんでしょうか。うなずいていただいているから、それということによろしいですか。私ちょっとよくわからなかったから、あれなんですけど。いいですか。

そうすると、あり方検討会の答申を尊重するというのであれば、やはり一番最初に書いてある前文のところですね、合意の結論を得られなかった項目については、今後の動向を見ながら必要に応じて協議の場を設けるべきであるというふうに書いてあって、これこそまさに、一番尊重すべきことではないんでしょうか。そこを次、答えてください。

2点目ですけども、先ほど来、代表者会議のお話もございました。昨年9月で代表者会議に無所属議員もということで、私も出席させていただきました。そのときは、あり方検討会の最終報告を受けて、今後どうしていくかということの話だったと思います。そのときには、議員定数に関しては、3月議会をめどに検討していくというふうな表現になっていたと思うんです。だから私は、決着をつけるとか、そんな決着なんて言葉は書いてなかったです。だから、このあり方最終報告を受けて、私は、またどこかで協議の場が設けられるものだと思っておりました。ところが、先日議長より無所属議員の皆さんへということでお話もございまして、その場で本会議場への国旗掲揚のことをきょう決めたいんだけど、無所属の意見も聞くべきだからどうしましょうかというお話もございました。もう1点は、複数の議員定数削減が出るかもしれませんというニュアンスのお話もございました。私と高木議員と和田議員の3人で申し入れをさせていただきました。このあり方検討会の前文、協議の場を設けるべきであると書いてますから、国旗掲揚の分もあり方検討会の中で合意を見なかった分ですから、ここを尊重して協議の場を設けていただきたいと申し入れました。そしたら、先日代表者会議を開いていただきまして、無所属も出席して意見を述べさせていただきました。この場合は、無所属も入って協議というのはわからないんです。その後、一定議運で決められたわけなんですけれども。そしたら、今回の定数削減の分も、本来ならば、代表者会議の中でもっと丁寧な、皆さんにわかるような協議の場を、無所属も含めてされるべきだというふうに思うんですけれども、その点についてはお考えはどうか伺っておきたいと思えます。

協議については、全く皆さんの、ここが最終の協議の場という定義については、私は納得できないというふうに申し上げておきたいというふうに思います。

議員の質のことは、いろいろ言葉の定義をしていただいたんですが、じゃあ、この議員の質がどうだとか、高槻市議会の議員の質はどうだとかというのは、私はやはり市民の皆さんが評価すべきだというふうに思うんです。それぞれ私たち議員は、選挙で政策を訴えて当選してきています。それは皆さんに、日々の議員活動も、それから公約もあ

る程度ご理解いただいて、1票を投じていただいているわけですね。そういう意味では、議員の質の評価というのは、議員みずからが何か自分たちで決めるんじゃないなくて、本来ならば市民の皆さんに、高槻市議会の議員としてもっとこうしてほしいとか、そういう形でのこの問題提起というんですか、投げかけて、次は何が課題かということを議論する中で、定数はどうするべきかということをおは考えるべきだというふうに思うんですけれども、市民の皆さんに、議会のありよう、議員活動、そういうものを投げかけていただいた上で、次考えていくというステップというのは考えられないのか、伺いたいと思います。

それから、パブリックコメントの話なんですけれども、選挙がパブリックコメントというのは、余りにも暴論ではないですか。36人から34人で決めて、その後選挙がパブリックコメントなんです。36のままいくのか、34にするのか、40にするのか、十分議会の中で議論して案をつくって、そしてパブリックコメントをかけて議員定数は決めるべきだと、私は思うんです。それが本来のパブリックコメントの制度の意義ですよ。それを、選挙がパブリックコメントというのは、私は余りにもちょっとパブリックコメントの本来の目的というんですかね、それとは違うんじゃないかというふうに思うんですけれども、ご答弁だけ伺っておきたいと思います。

それで結構です。

#### No.191 灰垣和美議員

まず、1点目、あり方検討会の結果を尊重してということは、協議の場が、合意に至らなかったことに対しては改めて協議の場を得る、このことを指すんじゃないかというお話だったと思いますけれども、私が午前中から申しますように、削減するべきであるという意見が多数であったということをお尊重させていただいております。

それから、代表者会議で、3月議会には検討していくという話があつて、国旗に関しては改めて皆さんが、無所属の方もご参加いただいて協議をしたと。しかし、定数もそうすべきではないかということのようなご質問であったと思いますけれども、国旗に関しましては条例改正が取り下げられて、議場での議論ができなくなったということをお踏まえて協議がなされたというふうに思っています。定数に関しては、ここで議論ができると、これが本来の姿だろうと私は思っております。

それから、市民の皆さんの評価、これは4問目と関連しますかね。これは、市民の皆さんの評価を得るものがその人の質を決めると。質を決めるのは市民の人だと。そのとおりでと思います。その上で、ただ議員定数をどうするかは、議員みずからが定めるものであろうというふうに、私たちは思っております。

それから、パブリックコメントという捉え方は、これは私のほうがこれは失礼をいたしました。とる必要はないというふうに、私たちは思っております。過去にもそういった事例もございませんでしたので、選挙でというのは、その質も含めて問われるということをお言ったつもりでしたので、ちょっとここは失礼いたします。必要はなかろうかと思ってお

ります。

以上です。

#### **No.192 二木洋子議員**

3問目ですので、意見表明だけさせていただきます。

私は今回の定数削減の2名には反対です。理由の1つは、とにかく提案に至るまでの手続が不透明で、2年間の議会あり方検討会の最終報告の答申を議会みずから破るもので、大きな問題だということです。

2点目は、市民の意見をやっぱり私は聞くべきだというふうに今思っています。議員定数の考え方は何かということを最初に申し上げましたけれども、それぞれの議員が覚悟でやるものじゃなくて、その自治体の人口、業務、エリア、いろんなものを含めて、議会として機能を果たすためには人数は何人要するのか、そのためにはお金は幾ら出すのか、その辺のバランスを考えながら決めていくのが、私が一番大事なことだというふうに思っているんです。そのためには、丁寧なやはり論議が必要です。灰垣議員のほうからは、議員定数は議員みずからが定めるものであるというふうに言われたんですが、私は、これはとんでもない間違いだというふうに思っています。それは、市民の皆さんが自分のまちのそういう意思決定、そういうものをチェック、そういうものは何人の議員でしていただくのがいいのか、その皆さんに幾ら報酬をお支払いすればいいのかを、市民の皆さんが決めるべきものだと思うんです。それは全く、議員みずから定めるものであるというところに、私は180度私どもと違う考えだなと思って、これは納得できないということを申し上げておきたいと思います。

以上です。

#### **No.193 議長（藤田頼夫）**

質疑は尽きたようです。

以上で質疑を終結します。

ここで、しばらく休憩します。

〔午後 4時 2分 休憩〕

〔午後 4時45分 再開〕

#### **No.194 議長（藤田頼夫）**

会議を再開します。

お諮りします。

本日の会議時間は、議事の都合により午後8時まで延長することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

**No.195 議長（藤田頼夫）**

全員賛成と認めます。

したがって、本日の会議時間は午後 8 時まで延長することに決定しました。

**No.196 太田貴子議員**

この際、動議を提出いたします。

ただいま議題となっております、議員提出議案第 1 号については、36 名の委員をもって構成する議員定数等検討特別委員会を設置し、これを付託の上、閉会中の継続審査とされることを望みます。

以上です。

**No.197 野々上愛議員**

ただいまの太田貴子議員の動議に賛成をいたします。

**No.198 高木隆太議**

ただいまの太田貴子議員の動議に賛成いたします。

**No.199 議長（藤田頼夫）**

ただいま太田貴子議員から、議員提出議案第 1 号 高槻市議会議員定数条例中一部改正については、36 名の委員をもって構成する議員定数等検討特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査とされたいとの動議が提出され、所定の賛成者がありますので、動議は成立をいたしました。

したがって、本動議を直ちに議題とし、採決します。

本動議のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

**No.200 議長（藤田頼夫）**

少数賛成と認めます。

したがって、本動議は否決されました。

お諮りします。

議員提出議案第 1 号 高槻市議会議員定数条例中一部改正については、委員会付託を省略し、採決することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

**No.201 議長（藤田頼夫）**

多数賛成と認めます。



したがって、本件については委員会付託を省略し、採決することに決定しました。ただいまから、討論に入ります。

本件については、中村玲子議員、川口洋一議員、高木隆太議員、和田孝雄議員、二木洋子議員からそれぞれ討論の通告があります。

最初に、中村玲子議員。

〔中村玲子議員登壇〕

## No.202 中村玲子議員

議員定数を2名削減する条例提案について、日本共産党高槻市会議員団を代表して、反対討論をいたします。

最初に、質問には真摯にお答えになるべきです。聞かれたことにまともに答えようとしない態度は、賛成、反対を別にして、問題であり、怒りすら感じます。また、議論を否定することは議会を否定することであり、二元代表制、議会制民主主義を守らなければいけないことを最初に申し上げておきます。

反対の第1の理由は、議会の監視機能の低下につながるからです。4月以降も、国の仕事は市に來ます。介護保険制度では、要支援1、2の方の新しい介護予防、日常生活総合支援事業、いわゆる新しい総合事業を市が実施することになり、そのための実態把握や実施する体制など、準備をしなければいけません。また、子ども・子育て新制度では、認可保育所、認定こども園に加えて、小規模保育施設への対応、さらに障がい者の方がサービスを受けるために必要になる利用計画の策定など、国によって市の実施とされてます。それに伴い、議員一人一人が勉強しチェックしなければいけない事業がふえています。議員は、本来の議会の役割である、行政と別のチェック機能を果たし、市民の代表として、市民の思いや願いを実現するために議会での発言などを通じて、市政に反映させることが求められています。議員の定数を減らすと、二元代表制の議会の役割が縮小されます。

第2の理由は、定数を2名削減する理由が明らかにされていないこと、また、削減の前にするべきことがあるからです。手続としても問題があります。議会あり方検討会では、合意していない項目については、今後の動向を見ながら必要に応じて、協議の場を設けるとしています。また、市会議員の議席は市民のものであり、議員だけで決定できるものではありません。市民の意見を聞き、議員定数の検討会を設置し、もっと幅広く、透明性を担保した上で検討するべきです。

第3の理由は、なぜ議員定数削減が必要なのか、報酬削減ではいけないのか、このことが明らかにされていないことです。市議員選挙は、全市1区制度です。今の選挙制度の中では、民意を反映しています。提案理由で、行財政改革と言われました。身を切ると言うのなら、議員定数削減ではなく、報酬削減のほうが効果があります。市民と市議会、市政を結ぶパイプである市会議員の削減は、民意の削減と言わざるを得ません。

以上の理由から、定数削減に反対をいたします。

以上です。

〔川口洋一議員登壇〕

### No.203 川口洋一議員

私、川口洋一は、公明党議員団 灰垣和美議員、岡 糸恵議員、市民連合議員団 久保隆議員、民主・元気ネット 中浜 実議員、自由民主党高槻市議会議員団 角 芳春議員が共同で提出した、議員提出議案第1号 高槻市議会議員定数条例中一部改正について、本市市議会議員の定数を36名から34名に改める議案に、断固反対します。

民主主義を否定するような過程をたどり、市民への説明責任も全くなされていない段階での提案に強く抗議し、現在賛成しようとしている議員の方々にも、市民の皆さんが高槻市議会に何を求めているのかを冷静に考えて、この議案へ反対されることを願い、討論します。

私がこの議案に反対する理由は、大きく5つあります。

1つ目の反対理由は、市議会には多くの市民の声を届けるべきと考えるからです。34名よりも36名の議員のほうが、より多くの市民による多様な声を集められるのは当然です。では、なぜ議員を減らせという声が出てくるのか。それは、議員活動が不透明だからです。市議会議員がふだん何をしているのかわからない、そのような声は、議会が議会としての役割を果たしきれていないから聞こえてくるのです。議会は、行政とは別の機関として監視機能を持ち、市民の思いをかなえる議員提案を推進していく必要があります。それは、議員定数削減とは全く違う問題です。議員定数削減は、その役割をより低下させます。

第2の反対理由は、今回の提案手続や過程を見る限り、削減ありきという点です。数の論理での押し切りは、民主主義の原則に反します。民主主義は多数決の意思を尊重する一方で、個人及び少数派の基本的権利を守らなければなりません。なぜ2名削減なのか、その積算根拠は先ほどの質疑を経ましても全く明らかにされておらず、提案者、賛同者間だけの密室での決定が、政治不信をさらに深めると指摘しておきます。このような重要議案は、36名の市議会議員全員による慎重な審議と冷静な議論が必要です。しかも、議会あり方検討会の座長を務められた公明党の灰垣和美議員が、議会あり方検討会要綱に定められた全会一致の原則を破り、議会あり方検討会での2年間にわたる議論をほごにして、条例提案を強行されました。高槻市議会の歴史から見ても、不名誉なことであり、本当に残念で悲しくて仕方ありません。

第3の理由は、現行定数が妥当かどうかはまだ判断できる状況ではないからです。高槻市議会の定数が36名で適正かどうかは、民主主義の根幹にかかわる大変重要な問題です。だからこそ、議会と、そして市民とともに十分に議論していかなければなりません。今回の提案について、議員の間での議論は深く深められておりません。全く深められていません。そして、市民の皆さんもほとんどの方が、この3月定例会に提案されていることすら

知りません。市民不在の議会運営は、必ずや批判されるはずで

第4の理由は、定数削減により執行機関への監視能力が低下すると考えるからです。私たち議員は、新年度予算で一般会計と特別会計を合わせて約2,100億円以上の予算の執行を、約2,000名以上の職員の皆様の仕事をチェックしなければなりません。高槻市の行政全般のチェックは大変な労力を要します。議員定数2名の削減は、監視機能の低下につながります。そして、地方分権が進み、権限移譲もふえ、自治体の事業は増加しています。当然、これをチェックする議会の役割も大きくなりますので、むしろ定数を増加する議論があつてしかるべきです。また、定数を削減すれば、大きな組織や団体からのバックアップを受けられる方ばかりが議員になります。その結果、少数者の意見は反映されず、立候補者は減り、連動して投票率も下がり、市議会と市民との距離は一層広がると考えます。

第5の反対理由は、総予算から見ると、議員定数の削減は費用対効果が薄くなると考えるからです。議員定数の議論をする際に、議員も身を削るべきだという発言をよく耳にします。しかし、身を削られるのは、定数削減分の順位で落選した候補者だけであり、削減後の定数で当選した議員は全く身を削っていません。議員定数削減よりもむしろこの後の第2号議案で提案される、議員報酬から議論するべきだと考えます。私たち市議会議員の報酬などを含めた議会費の割合は、平成24年度決算で一般会計と特別会計を合わせた総予算の1%に満たない、0.35%です。この0.35%の予算を議員定数の削減によって削り、残りの99.65%の予算執行のチェック機能を低下させることが、市民の皆様にとってプラスになるのか、マイナスになるのか、よくよく考えた上で、賢明なご判断をいただきたいとお願ひします。

私たち市議会議員は、高槻市民の皆様からの信託を受けて議員を務めています。市民の声の代弁者としてこの議場に参集しています。私は、今まで一度たりとも、私に負託された大切な市民の皆様の一議席を自分自身だけのものと思ったことは決してございません。今回の定数削減案を提案、賛成される方々はいかがでしょうか。もし、私と同じように皆さんお一人お一人の議席を、市民の皆様の一議席、市民の声の結晶だと考えるのであれば、今回の定数削減案に反対をしてください。心からお願ひを申し上げまして、反対討論を終わります。

〔高木隆太議員登壇〕

#### No.204 高木隆太議員

高槻市議会議員定数条例の一部を改正する条例について、以下の理由で反対いたします。

第1に、安易な定数の削減は、議会改革とは言えないという点です。全国市議会議長会の研究会が2006年に発表した、分権時代における市議会のあり方に関する調査研究報告書では、議会の役割として、政策提案、監視機能を十分に果たすためには相応の議員定数と報酬が不可欠である。単に議員定数を減らし、報酬を減らすのみでは議会改革たり得

ず、削減ありきの議論ばかりでは議会制民主主義の成熟にはつながらないのであり  
ます。客観的な視点を欠き、迎合的な議員定数の削減を行うことは、有権者の選択の幅を  
狭め、結果的に多様な市民の意見が反映されなくなるおそれがあります。そういった定数  
減による影響について十分な考察も議論も行わず、単純に議員の数を減らしたことをもっ  
て、市民に対して高槻市議会の議会改革は進んでいると言うのであれば、私は市民に対す  
る説明責任を放棄していると考えますし、何より議会みずから議会の存在価値を軽んじる  
ことになります。

第2に、議員定数の削減で議会の役割が十分に果たせるのか、甚だ疑問です。提案理由  
には、地方分権に伴い自治体の役割が拡充されるとありますが、そうであるならば、議員  
の数を減らすことは矛盾していると言えます。1997年に本市議会で行われた4議席削  
減の際にも、少数精鋭になり、より議会の質が高まると説明されておりましたが、17  
年経過してその効果検証は行ったのでしょうか。その上でのさらなる定数削減なのでしょ  
うか。今回の提案理由にも、同様と思える文言がありますが、幾ら減らせば議会の質は高  
まると言うのでしょうか。この論理は、ともすれば議員定数を減らし続けなければいけな  
い結果を生むのではないのでしょうか。それよりもまず、今の議会構成で委員会研修の充  
実を図る、議会全体での学習会を開催する、市民に開かれた、市民と協働する議会を目指  
し、市民の信頼を得ていくなどの取り組みをまず進めるべきです。議会全体の質をどう高  
めていくかの議論を行わず、議員を減らして質を高めるとするのは、根拠がなく、実効性  
が不明確です。執行部と議会はライバル関係にあるべきだという意見があります。ライバ  
ルというのは敵視し合う関係ではなく、お互いに切磋琢磨する関係のことです。そういう  
意味では、冒頭に申し上げたとおり、相応の議員数がなければ議会は行政に十分に対峙で  
きません。議員の数を減らすのは、執行部にとっては監視機能が弱まり、予算を通しやす  
くなりありがたいことかもしれませんが、しかしながら、議会は執行部の追認機関ではあ  
りません。議会は常に執行部、行政に対して是々非々で臨むというのは、皆さんも異論の  
ないところだと思います。ですから、執行部との緊張関係を保つ意味でも、安易に議員の  
定数を削減するべきではないということを申し上げまして、反対の討論とさせていただきます。

〔和田孝雄議員登壇〕

#### **No.205 和田孝雄議員**

無所属の和田孝雄です。私は、議案に反対の立場から討論に参加をさせていただきます。

現代日本の民主主義にとって一番考えなければならないことは何でしょうか。それは、  
主権者たる国民、住民の意思を正確かつ公正な選挙制度で議会に反映させるにはどうすれ  
ばよいか、国民全体でその論議を深めることであり、今そのことが国政でも地方でも求め  
られている時期であると私は考えています。

高槻市議会議員選挙の過去4回の選挙結果を調べてみますと、議員定数を36から34

に減員したとしますと、1999年の選挙で死票が4,276票ふえて、落選者の合計で1万9,472票、有効投票の約13.7%となります。2003年の選挙では、3,909票ふえて2万217票、15.3%。2007年の選挙では、4,728票ふえて、2万1,306票、14.8%。2011年の選挙では、4,645票ふえて2万2,187票、15.3%。これだけがふえます。この結果から見ても、4,000票から5,000票近く新たな死票が生まれ、落選者合計で2万票近く、有効投票の約16%、削減前の約3%増の死票が新たに生まれることとなります。そして、結果的にはありますが、少数意見が反映されなくなる事態になるのです。国政選挙の中選挙区制当時の衆議院議員選挙大阪3区は、涙の12万票を2回、涙の11万票を1回経験している土地柄です。こうした点からも、どれだけ死票を生み出さないか、多くの意見をくみ上げるか、定数問題は高槻市民にとって歴史的な課題でもあり、軽々に定数削減を提起することは慎むべき問題であると考えます。

今、地方議会に求められている課題は、まず定数削減ありきという、行政改革という名の、庶民の生活を追い込んで、痛めつけている新自由主義的、あるいは構造改革的な発想ではなく、主権者たる国民、住民の民意を反映した議会、先ほども申しましたが、市民の意見の縮図としての議会をいかにつくっていくかという、民主主義の課題として、また憲法の要請する地方自治の本旨からして、定数削減を安易に行っているのか、真剣に考えなければならないというものであらうと思います。住民の皆さんは、このように公正かつ正確に民意を反映させる選挙制度、選挙定数のもとで投票する権利があり、これを我々議員が手続も無視した、唐突、軽々な議論で決定することは許されません。選挙制度の研究者からも、最近の議員定数削減傾向については、地方自治の弱体化、参加の縮小、代表制の薄れ、多様な意思の反映ができない、行政への管理機能の低下等が指摘され始めています。政治決断というものは、それが適切なものであればいいですけれども、議会制民主主義を危うくするものもあります。多数の方が政治判断をなさったとしても、それについて一定の論議機関がなければ多数の政治判断のみを優先する考え方になり、私は納得ができません。私は、午前中にも申し上げましたとおり、第1号議案の提案者が本議案を取り下げてくださいなら、第2号議案には賛成するつもりでした。なぜなら、お互いの妥協点を見つけることも民主主義にとって大事なことからです。しかし、提案者はその意思をお持ちではないようです。提案を取り下げず、あくまでも強行しようとなさるのであれば、私も自分の意見を曲げずに、1号議案も2号議案にも反対させていただくことを表明させていただきたいと思います。

最後に、高槻市議会の名誉にかけてお話をさせていただきますが、議会というものは協議、集まって相談する場ではありません。審議、ある物事について詳しく調査検討し、そのよしあしを決める、そういう場です。このことだけは最後に申し上げて、反対討論を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

〔二木洋子議員登壇〕



## No.206 二木洋子議員

私のほうからも、高槻市議会議員の定数条例の一部を改正する条例案に反対の討論を行います。

議員定数を考える場合には、二元代表制のもと議会の2つの役割、団体の意思決定機能、執行機関の監視評価機能を果たすために何人が必要なかを判断していかなければなりません。このような視点から、今回の議員定数2名削減の提案には、3つの理由から反対です。

反対の1番目の理由は、提案に至る手続についてです。既に多くの議員が指摘されましたが、議会あり方検討会では、議員定数削減は合意が得られませんでした。検討会の座長であった灰垣議員からは議長宛てに最終報告が出されていますが、その中には、合意が得られなかった項目については改めて協議の場を設けるべきとされていました。しかし、正式にそのような協議の場が設けられないまま、一部の議員で提案するのは、議会あり方検討会の最終報告を座長みずから破るものですし、これまで高槻市議会が大切にしてきた議会運営のルール、できるだけ全会一致を破るもので、到底認めることができないためです。

2番目の理由は、議員定数を何名にするかは、今回の場合は議員定数の削減の提案でございますが、議員だけでは決めるにはいけないものだからです。二元代表制をとっている以上、議員の定数は有権者が代表者として選出する議員の数であり、自治体の民主主義のありようを決める重要な問題です。既に地方議会によれば、議会基本条例を制定し、条例に基づき市民と協議をする中で定数を議論している議会もあります。その場合は、議会の果たす機能の充実から、自治体の財政状況、議員報酬だけでなく議会費全体の費用なども議論をしているのです。従前は、議員定数削減は議会、議員への不信感、議会、議員活動が見えないことから財政的に無駄と言われ、削減されてきました。しかし、近年ではそのような動きは見直されつつあるのが現状です。今回のように、提案したその日にその場で、1回の審議で決めるのではなく、少なくとも特別委員会を設け、市民の意見も十分反映した上で高槻市議会の議員定数は決めるべきです。

3番目の理由は、議会の機能をいかに充実するかを前提としない議員定数の削減は、住民の自治への参加を弱め、議会の監視機能の弱体化につながるのではないかと思うからです。憲法に定められた地方自治の本旨からすると、地方議会には民意の正確、公正な反映が強く求められています。そのためには、議員の増員だってあり得ます。私は、議員定数40名の時代を経験させていただきましたが、そのときと比較して36名になったから少数精鋭、活性化した、充実したとは正直思っておりません。議員の立場の多様性が少なくなったと思いますし、質疑を通じての意見もその多様性が狭められてきたと実感しています。現に、委員会審議時間も、中核市あるいは権限移譲で業務がふえ、チェック項目も多くなっているにもかかわらず短くなっています。本当に議会の果たすべき役割をより充実させるためには、増員だってあり得ます。今回の条例提案の理由は、先ほども確認いたしました、あり方検討会で議員定数削減の意見が多かったこと、そして行財政改革の一環

だということでありました。しかし、結果としてこのことが議会の機能の充実にどのように反映されるのか、それは全く明らかにされておりません。地方分権が進む中、議会の機能の充実が真剣に求められています。そのためには、いかに議会の機能を充実させるのか、多くの民意をどのようにして反映させるのか、慎重な議論を尽くして決めるべきだと思います。このような安易な議員定数2名削減案には、私は納得できないということを申し上げまして、反対討論とさせていただきます。

#### **No.207 議長（藤田頼夫）**

討論は終わりました。

以上で討論を終結します。

ただいまから採決します。本件の採決は、記名投票で行います。議場を閉鎖します。

〔議場閉鎖〕

ただいまの出席議員数は、議長を除いて35名です。記名投票板を配付します。

〔投票板配付〕

#### **No.209 議長（藤田頼夫）**

記名投票板の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

#### **No.210 議長（藤田頼夫）**

配付漏れはないと認めます。

投票箱を改めます。

〔投票箱点検〕

#### **No.212 議長（藤田頼夫）**

投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

#### **No.213 議長（藤田頼夫）**

投票漏れはないと認めます。

投票を終了します。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

#### **No.214 議長（藤田頼夫）**

ただいまから開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に木本 祐議員及び中村玲子議員を指名します。したがって、両議員の立ち会いをお願いします。

〔開 票〕

#### No.215 議長（藤田頼夫）

立会人、投票の効力に異議ありませんか。

〔立会人「異議なし」と呼ぶ〕

#### No.216 議長（藤田頼夫）

異議なしと認めます。

投票の結果を報告します。

投票総数 35票

これは先ほどの出席議員数と同じです。

そのうち

有効投票 35票

無効投票 0票

有効投票中

原案に賛成する者・白票 26票

#### No.217 議会事務局長（津田泰史）

朗読します。

田村規子議員、笹内和志議員、宮田俊治議員、段野恵美議員、岡井寿美代議員、平田裕也議員、木本 祐議員、平井和樹議員、岡田みどり議員、吉田忠則議員、吉田章浩議員、岡 糸恵議員、

太田貴子議員、蔵立真一議員、三本 登議員、

灰垣和美議員、奥田美智子議員、山口重雄議員、

久保 隆議員、中浜 実議員、橋本紀子議員、

吉田稔弘議員、角 芳春議員、久保隆夫議員、

岩 為俊議員、福井浩二議員。

#### No.218 議長（藤田頼夫）

朗読は終わりました。

原案に反対する者・青票 9票

#### No.219 議会事務局長（津田泰史）

朗読します。

高木隆太議員、和田孝雄議員、川口洋一議員、  
北岡隆浩議員、宮本雄一郎議員、強田純子議員、  
野々上 愛議員、中村玲子議員、二木洋子議員。

**No.220 議長（藤田頼夫）**

以上のとおり賛成が多数です。

したがって、議員提出議案第1号は可決されました。

お手元に残っている記名投票板を回収します。しばらくお待ちください。

〔記名投票板回収〕